

対馬市告示第46号

令和元年第4回対馬市議会定例会を次のとおり招集する

令和元年11月22日

対馬市長 比田勝尚喜

1 期 日 令和元年12月3日(火)

2 場 所 対馬市議会議場

○開会日に応招した議員

坂本 充弘君	伊原 徹君
長郷 泰二君	春田 新一君
小島 徳重君	吉見 優子君
渕上 清君	黒田 昭雄君
小田 昭人君	山本 輝昭君
波田 政和君	齋藤 久光君
初村 久藏君	大浦 孝司君
大部 初幸君	作元 義文君
上野洋次郎君	小川 廣康君

○12月9日に応招した議員

○12月10日に応招した議員

○12月11日に応招した議員

○12月13日に応招した議員

○12月10日に応招しなかった議員

山本 輝昭君	齋藤 久光君
--------	--------

○12月13日に応招しなかった議員

吉見 優子君

令和元年 第4回 対馬市議会定例会会議録(第1日)

令和元年12月3日(火曜日)

議事日程(第1号)

令和元年12月3日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長の諸般報告
- 日程第4 市長の行政報告
- 日程第5 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第6 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第7 認定第1号 平成30年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第2号 平成30年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第3号 平成30年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第4号 平成30年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第5号 平成30年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第6号 平成30年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第7号 平成30年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第8号 平成30年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第9号 平成30年度対馬市水道事業会計決算の認定について
- 日程第16 議案第60号 令和元年度対馬市一般会計補正予算(第5号)
- 日程第17 議案第61号 令和元年度対馬市診療所特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第62号 令和元年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第63号 令和元年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2

号)

- 日程第20 議案第64号 令和元年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第65号 令和元年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第66号 令和元年度対馬市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第67号 対馬市選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第68号 対馬市体育施設条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第69号 対馬市高齢者ふれあい施設条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第70号 対馬市介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第27 議案第71号 対馬市水道条例の一部を改正する条例
- 日程第28 議案第72号 対馬市会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第29 議案第73号 対馬市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- 日程第30 議案第74号 対馬市会計年度任用職員であるスクールソーシャルワーカーの報酬及び費用弁償に関する条例
- 日程第31 議案第75号 対馬市会計年度任用職員である医師の給与及び費用弁償に関する条例
- 日程第32 議案第76号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について
- 日程第33 議案第77号 対馬市コミュニティーセンターの指定管理者の指定について
- 日程第34 議案第78号 対馬市高齢者ふれあい施設の指定管理者の指定について
- 日程第35 議案第79号 対馬市仁田ダム運動公園の指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第80号 体験であい塾匠の指定管理者の指定について
- 日程第37 議案第81号 対馬ふるさと伝承館の指定管理者の指定について
- 日程第38 議案第82号 観光情報館ふれあい処つしまの指定管理者の指定について
- 日程第39 議案第83号 漁港区域内公有水面の埋立てについて（一重漁港）
- 日程第40 議案第84号 海岸保全区域内公有水面の埋立てについて（濃部海岸）
- 日程第41 議案第85号 工事請負契約の締結について
- 日程第42 同意第9号 対馬市農業委員会委員の任命につき、認定農業者が委員の過半数に満たない場合の同意について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長の諸般報告
- 日程第4 市長の行政報告
- 日程第5 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第6 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第7 認定第1号 平成30年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第2号 平成30年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第3号 平成30年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第4号 平成30年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第5号 平成30年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第6号 平成30年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第7号 平成30年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第8号 平成30年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第9号 平成30年度対馬市水道事業会計決算の認定について
- 日程第16 議案第60号 令和元年度対馬市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第17 議案第61号 令和元年度対馬市診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第62号 令和元年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第63号 令和元年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第64号 令和元年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第65号 令和元年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第66号 令和元年度対馬市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第67号 対馬市選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第24 議案第68号 対馬市体育施設条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第69号 対馬市高齢者ふれあい施設条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第70号 対馬市介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第27 議案第71号 対馬市水道条例の一部を改正する条例
- 日程第28 議案第72号 対馬市会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第29 議案第73号 対馬市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- 日程第30 議案第74号 対馬市会計年度任用職員であるスクールソーシャルワーカーの報酬及び費用弁償に関する条例
- 日程第31 議案第75号 対馬市会計年度任用職員である医師の給与及び費用弁償に関する条例
- 日程第32 議案第76号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について
- 日程第33 議案第77号 対馬市コミュニティーセンターの指定管理者の指定について
- 日程第34 議案第78号 対馬市高齢者ふれあい施設の指定管理者の指定について
- 日程第35 議案第79号 対馬市仁田ダム運動公園の指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第80号 体験であい塾匠の指定管理者の指定について
- 日程第37 議案第81号 対馬ふるさと伝承館の指定管理者の指定について
- 日程第38 議案第82号 観光情報館ふれあい処つしまの指定管理者の指定について
- 日程第39 議案第83号 漁港区域内公有水面の埋立てについて（一重漁港）
- 日程第40 議案第84号 海岸保全区域内公有水面の埋立てについて（濃部海岸）
- 日程第41 議案第85号 工事請負契約の締結について
- 日程第42 同意第9号 対馬市農業委員会委員の任命につき、認定農業者が委員の過半数に満たない場合の同意について

出席議員（18名）

1番 坂本 充弘君	2番 伊原 徹君
3番 長郷 泰二君	4番 春田 新一君
5番 小島 徳重君	6番 吉見 優子君
8番 渕上 清君	9番 黒田 昭雄君
10番 小田 昭人君	11番 山本 輝昭君
12番 波田 政和君	13番 齋藤 久光君

14番	初村 久藏君	15番	大浦 孝司君
16番	大部 初幸君	17番	作元 義文君
18番	上野洋次郎君	19番	小川 廣康君

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長	阿比留伊勢男君	次長	國分 幸和君
課長補佐	梅野 浩二君	係長	柚谷 智之君

説明のため出席した者の職氏名

市長	比田勝尚喜君
副市長	桐谷 雅宣君
教育長	永留 和博君
総務部長	有江 正光君
総務課長（選挙管理委員会事務局書記長）	桐谷 和孝君
しまづくり推進部長	武末 祥人君
観光交流商工部長	二宮 照幸君
市民生活部長	俵 輝孝君
福祉保険部長	古里 正人君
健康づくり推進部長	荒木 静也君
農林水産部長	佐々木雅仁君
建設部長	小島 和美君
水道局長	波田 安德君
教育部長	阿比留裕史君
中対馬振興部長	佐伯 正君
上対馬振興部長	森山 忠昭君
美津島行政サービスセンター所長	瀧川 昌浩君
峰行政サービスセンター所長	田村 竜一君
上県行政サービスセンター所長	原田 勝彦君

消防長	主藤 庄司君
会計管理者	松井 恵夫君
監査委員事務局長	御手洗逸男君
農業委員会事務局長	庄司 智文君

午前10時00分開会

○議長（小川 廣康君） おはようございます。

ただいまから令和元年第4回対馬市議会定例会を開会いたします。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（小川 廣康君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、波田政和君及び齋藤久光君を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（小川 廣康君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、配付いたしております会期日程案のとおり、本日から12月13日までの11日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。会期は、本日から12月13日までの11日間に決定をいたしました。

日程第3. 議長の諸般報告

○議長（小川 廣康君） 日程第3、議長の諸般報告を行います。

第3回定例会終了後以降の議長の行動等は、配付しております庶務報告書のとおりであります。なお、9月定例会で議員派遣が決定されておりました議会報告会は、10月26日午後6時30分から美津島町の美津島文化会館、豊玉町の仁位生活館及び上県町のデイサービスセンター御嶽の里の3カ所で同時開催し、市民の参加者は22人でありました。例年実施しております対馬市と対馬市議会の共同による県知事への要望活動につきましては、11月12日上野副議長が出席し、要望活動を行い、要望内容は配付しております要望書のとおりであります。

また、同日、東京で開催されました第38回離島振興市町村議会議長全国大会において、同議

長会の理事として、離島航路航空路支援法（仮称）でございますが、の、早期制定を求める特別決議の提案者として発言しております。国への要望活動については、特に韓国からの観光客が激減していることによる対馬市の観光事業者等の現状を訴え、今後の緊急対応策を申し入れるため、会議等で上京する際には国会議員会館に足しげく通い、陳情を行ってまいりました。

次に、各常任委員会及び議会運営委員会から委員派遣に関する調査報告の提出があつておりますので、報告をいたします。

総務文教常任委員会は山口県萩市及び下関市を訪問し、萩藩主毛利家墓所の石垣等の文化財保存方法及び歴史博物館に関することについて。産業建設常任委員会は熊本県小国町及び佐賀県唐津市を訪問し、バイオマスの活用及びサバの完全養殖の取り組みについて、それぞれ視察、調査研究を行っております。詳細につきましては、配付しております委員会調査報告書のとおりであります。

以上、報告を終わります。

日程第4. 市長の行政報告

○議長（小川 廣康君） 日程第4、市長の行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出があつておりますので、これを許します。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） おはようございます。本日、ここに、令和元年第4回対馬市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御健勝にて御出席賜り、衷心より御礼申し上げます。

初めに、去る9月22日夜の初めごろから翌23日未明にかけて、対馬市へ最接近し、22日19時47分には、50年に一度の大雨が発表されるなど、記録的な豪雨をもたらした台風17号により、被災された市民の皆様に対し、心からお見舞い申し上げます。

被害状況といたしましては、道路の冠水、がけ崩れによる通行止め、河川の増水による住宅の浸水被害、断水や停電など甚大な被害が発生いたしました。

また、ことしは、7月から9月にかけての大雨及び台風により、大雨特別警報や50年に一度の大雨が三度も発表され、市内各所に災害をもたらしました。未だ市道、林道などの一部に交通規制がかかるなど市民の皆様に対し、御不便をかけている状況であり、一刻も早い復旧に向けて取り組んでいるところでございます。

今後とも、市民の皆様と一体となって、ことしの災害状況等を十分に検証し、災害対応に万全を期してまいり所存でございます。

さて、本定例会において御審議願います案件でございますが、令和元年度一般会計のほか補正予算案件6件、条例の一部改正5件、条例の制定4件、辺地に係る整備計画1件、公の施設の指定管理者の指定6件、漁港区域内公有水面の埋め立てについて2件、契約の締結1件、対馬市農

業委員会委員の任命につき、認定農業者が委員の過半数に満たない場合の同意1件、合わせて27件について、御審議をお願いするものでございます。

内容につきましては、提案の際、担当部長から説明を行いますので、慎重に御審議のうえ、適正なる御決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、9月定例会以降、今日までの主な事項につきまして、御報告を申し上げます。

まず、しまづくり推進部関係でございますけれども、去る11月25日、上県町佐須奈地区の市民活動団体「よっていかんねえ」様が公益財団法人県民ボランティア振興基金のNPO活動奨励賞を受賞されました。

このNPO活動奨励賞は、地域社会への貢献度が高く、他のモデルとなる実践的な活動に取り組んでいるNPO・ボランティア団体に贈られるものであります。

受賞した同団体様は、平成21年度に空き店舗を活用して、市民の憩いの場として高齢者向けの物菜等の提供や住民が集う沙龙的な役割を果たしてきております。また、平成30年6月からは新たな取り組みとして、健康や介護に関する相談、健康づくりのための体操などを行う認知症サロンを開催しており、継続的な活動と社会的貢献が認められ、今回の受賞に至ったものであります。

今後も「よっていかんねえ」様におかれましては、佐須奈地区の多面的な憩いの場として、継続的かつ発展的な活動を期待しております。

次に、観光交流商工部関係でございます。

令和元年11月26日、釜山市において、対馬観光レセプションを開催いたしました。

これは、対馬・釜山間の国際航路開設20周年と国際航路利用客が10月30日に500万人を達成したことを記念して、一般社団法人対馬観光物産協会、一般財団法人対馬市国際交流協会、対馬市商工会及び本市の4者共催で実施したものです。

このレセプションでは、運航20年を迎えた株式会社大亜高速海運様に市長表彰を授与し、株式会社大亜高速海運様、JR九州高速船株式会社様、未来高速株式会社様、株式会社スターライン様、株式会社韓日高速海運様の5社に対し、対馬観光物産協会、対馬市国際交流協会の両会長からそれぞれ感謝状が贈られました。なお、当日、出席いただけなかった株式会社対伸様へは、後日、伝達しております。

その他、対馬市から500万人達成キャンペーンの内容説明と対馬市の観光事業者6社による割引キャンペーンの取り組みについての説明があり、対馬への誘客について協力をお願いいたしました。

参加者数は、航路事業者が5社14名、旅行社等が39社65名で、対馬からの訪問団と合わせて104名の参加者となり、情報交換等も行われ、盛会に終了することができました。

次に、国境サイクリング I N 対馬についてであります、10月19日、2019国境サイクリング I N 対馬を開催いたしました。

ことしで3回目の開催となる本大会は、対馬の起伏の多い地形を生かし、きつさと達成感を強調した123キロメートルのコースと初心者でも気軽に参加ができる50キロメートルのコースで開催いたしました。

午前8時に上対馬町網代の国内フェリーターミナルを出発し、異国の見える丘展望所、もみじ街道などの対馬の秋の景色と5カ所のチェックポイントに準備された特産品のあなごやたい焼き、かすまきなどを堪能いただき、ゴールの厳原町漁協荷さばき所前を目指し力走いただきました。

参加申込者数は123キロメートルコースに97名、50キロメートルコースに14名の合計111名で、うち島外から73名の申し込みがあり、遠くは東京や千葉、大阪、沖縄などからの参加もあり、徐々にイベント規模が広がってきております。

今後も参加者をふやしつつ、対馬を代表するイベントとしてつくり上げていきたいと思っております。次に、農林水産部関係であります。

11月17日、対馬グランドホテルにおいて、木質バイオマスエネルギー利用推進シンポジウムを開催いたしました。

地元林業者の方々を初め、市民皆様方に対しまして、木質バイオマスの熱利用による化石燃料からのエネルギーシフトについて本市の方向性をお伝えするよい機会となりました。

このエネルギーシフトを推進することにより、地域エネルギーによる地方創生のチャンスを感じていただくことを目的に、立命館大学のラウパツハ・スミヤ・ヨーク教授からは基調講演を、また、川又孝太郎環境省環境計画課長から国の再生可能エネルギー施策等の情報提供をいただきました。

また、パネルディスカッションでは、再生可能エネルギーにおける対馬の高い可能性について御意見をいただいておりますので、今後の事業推進につきましては、精力的に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、Fish-1グランプリの受賞についてでございますけれども、去る11月17日、東京の日比谷公園において開催されました第7回Fish-1グランプリ国産魚ファストフィッシュ商品コンテストで、有限会社丸徳水産様の「食べる磯焼け対策！！そう介のメンチカツ」がグランプリを受賞いたしました。

これは手軽・気軽においしく水産物を食べる、またそれを可能にする商品として、ファストフィッシュに選定された商品を加工・製造している30の企業・団体から応募された51商品のうち、最終審査に残った5団体5商品の中から、消費者の投票により、丸徳水産様が受賞したものであります。

本市においては、藻食性魚類の影響等で磯焼けが深刻な状況で、食害生物の駆除及び藻場の保全に取り組む中、食害魚の有効利用策として、このような評価を受けた同社の取り組みに敬意を表するとともに、磯焼け対策に悩む関係自治体においても1つの光明となるものと考えます。

次に、教育委員会関係でございます。

10月17日、午前11時ごろ、峰町佐賀の円通寺様から長崎県指定有形文化財、円通寺の銅造薬師如来坐像が盗みだされるという事件が発生いたしました。

事件直後は、教育委員会で直ちに状況の把握に努めるとともに、市内の他の指定文化財所有者や管理者、文化財保護審議委員会委員、対馬市文化財巡視員に協力を依頼し、他の有形文化財に被害がないことを確認したところでございます。

本市では、過去の盗難事件を受け文化財の防犯対策に係る市の補助率を50%から80%に引き上げ、市独自の文化財巡視員の設置など、文化財の保護対策に努めてまいりました。今回被害に遭った円通寺もいち早く防犯機器を設置された寺院で、その防犯機器が正常に作動した結果、事件の早期発見・逮捕につながったものであります。

本市といたしましては、文化財の保護行政に今後も気を緩めることなく取り組み、防犯機器設置の推進等、防犯体制のさらなる充実を図っていく所存でございます。

次に、赤米サミットの開催についてでございますが、11月19日から20日にかけて、総社市、南種子町の関係者、相川七瀬赤米訪問大使に御出席いただき、「赤米を未来に伝えるために今できること」をテーマに赤米サミット2019IN対馬・豆靨を開催いたしました。

19日は対馬市交流センターで赤米伝統文化連絡協議会を、20日は豆靨小学校で3市町の事例発表や今後の取り組みについて協議し、豆靨小学校児童による学習発表会等も行われ、5、6年生14人に対しまして会場には温かい拍手があふれ、私も感激したところであります。

2日間のサミットを通じ、お互いの友好と交流を深め合い、今後も3市町が結束して、赤米文化の存続と活用に前向きに取り組んでいくことを再確認いたしました。来年度は、鹿児島県南種子町での開催予定となっております。

ことしのサミット開催に当たりましては、豆靨赤米行事保存会の皆様、豆靨小学校の皆様に大変御協力をいただきました。この場をお借りしまして改めてお礼申し上げます。

最後に、姫神山砲台跡見学会の実施についてでございます。

我が国の近代化を理解する上で、貴重かつ重要な意義を有し、地域における近代史の特徴をよく表している史跡として、ことしの4月15日、美津島町緒方にあります姫神山砲台跡を市の文化財に指定いたしました。今回は、その文化財指定を記念し、11月30日に現地見学会を実施いたしました。

姫神山砲台跡は、明治31年から明治39年にかけて、浅茅湾東側にある三浦湾の防禦の中核と

して造られ、西洋から取り入れた近代要塞築城の技術が用いられており、島内にある砲台の中でも最大級の規模で、当時の形を比較的好く留めております。

当日は、募集を上回る多くの皆様にお集まりいただきました。参加者は、緒方地区から山頂までの約2キロメートルの道のりをゆっくりと歩いて登り、ガイドの説明を興味深く聞きながら、往時の対馬の地に思いを馳せていました。

今後も、市民の皆様が対馬の貴重な文化財に接し、郷土の魅力を再発見していただけるような機会を設けてまいりたいと思っております。

以上が、行政報告でございます。

なお、本会議中に追加議案として、人事院勧告実施に伴う補正予算案件及び職員給与に関する条例等の一部改正条例を上程する予定としております。

以上、開会に当たっての挨拶といたします。

○議長（小川 廣康君） 以上で、行政報告を終わります。

日程第5. 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（小川 廣康君） 日程第5、厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。委員長、伊原徹君。

○議員（2番 伊原 徹君） おはようございます。厚生常任委員会の所管事務調査報告を行います。

令和元年第2回対馬市議会定例会において、会議規則第105条第1項の規定により、閉会中の所管事務調査の承認を得ておりました本委員会の調査の内容とその概要を、同規則第110条の規定により報告いたします。

本委員会は、令和元年10月29日に、雞知保育所及び巖美清華苑の現状と課題について、現地調査を行いました。

当日は、午前11時に美津島行政サービスセンターに集合し、委員全員出席のもと、理事者側から佗市民生活部長、環境政策課の舍利倉課長、国分副参事、こども未来課の扇課長、阿比留係長に同行いただき、雞知保育所及び巖美清華苑の状況等について説明を受けました。

美津島町雞知にあります雞知保育所は、鉄骨造平屋建てで、定数143人に対してゼロ歳児から5歳児まで児童数は144人、基準必要保育士数16人に対して代替及び保育補助を含め21人体制で保育業務に携わっています。

現在、乳児室2部屋、保育室が4部屋ありますが、そのうち、保育室の1部屋は平成27年12月から遊戯室と兼用していることから、雨天時など室内で遊戯活動をする場合、その部屋では一部しか使用できないという弊害が生じています。

また、児童の荷物保管場所や手洗い場などが完備されていない等、保育室としての使用には不便である旨の説明がありました。現在の児童数から勘案しますと、施設全体が狭隘な印象を受け、その対策が必要と感じられました。

なお、屋外園庭に設置しているゴムチップマットが、経年劣化により一部剥離や敷面への砂等の混入による段差が広範囲にわたって生じており、児童にとって大変危険な状態と見受けられましたが、平成30年度の繰越工事として全面改修を行うとのことでした。

美津島町根緒にあります厳美清華苑は、平成14年4月に稼働を開始した汚泥再生処理センターですが、近年の観光客増加や大型施設の建設等に伴い汚水搬入量が増加したため、平成28年10月から厳原町及び美津島町の汚水の一部を対馬中部クリーンセンターに搬送し、処理軽減を図っています。

今後、施設の老朽化や汚水量の増加を踏まえ、今年度において設備補修及び浄化槽汚泥増量工事を含めた基幹改良工事を行うとの説明がありました。

また、厳美清華苑で生産されている汚泥堆肥「ありねよし1号」は、1袋が12キログラムで、1日に約40袋、1カ月で約800袋が生産されております。

平成21年4月から有料化し、1袋100円で販売していますが、生産数に対して販売数が少なく、現在までの約2万4,000袋の堆肥が在庫として保管されている状況であります。施設もフル稼働の状態であることから、汚泥堆肥の使途については、早急に対策を講じるべきとの意見がありました。

現地調査終了後、美津島行政サービスセンターの別館大会議室において委員会を開催し、委員から雞知保育所について、保育室と遊戯室が兼用では、屋内での遊戯活動等の際、児童の利用に制限があり、児童数に応じた増築等を含めて、改めて遊戯室を確保するべきではないか。また、有資格者の異なる勤務要件解消に向けて、幼稚園の活用及び民営化も含めて施設運営を考える必要があるとの意見がありました。

次に、厳美清華苑の汚泥堆肥の在庫状況について、需要と供給のアンバランスから、今後も在庫がふえていくことが見込まれることから、市内の各種団体等に紹介し、無料配布する方向で進めてはどうかとの意見がありました。

以上で、厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

○議長（小川 廣康君） 報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 委員長さんの報告にお尋ねします。

雞知保育所の遊戯室のことが書かれております。このことの利用について、支障があるからうんぬんと。これは前9月の定例会ですかね、この折にここを、いわゆる保育所の万年的ないわゆる

る入所ができないという、希望がありながら。これを解消するために、この遊戯室を保育室として、この利用を兼ねて、それで定員をふやすんだというふうな私は理解をしておったんですが。ですから、遊戯室がうんぬんじゃなくて、ここを保育室として活用するというような方向で理解を私はして、今にあるんですが。この内容であれば、遊戯室のみのことが指摘されておりますが、そういう方向で運営するんじゃないんですかね。そこら辺りは、私はそう理解しているんですが、いかがですか。

○議長（小川 廣康君） 委員長、伊原徹君。

○議員（2番 伊原 徹君） お答えします。

前段の9月の定例会での状況につきましては、そのときのお話でございまして、私どもが今回調査いたしました案件につきましては、今の現状は先ほど御説明した内容でございます。今後の保育室の運用上につきましては、また、市の担当部局がいろいろ協議をされていると思いますので、今回の件につきましては私のほうからはお答え差し控させていただきます。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） ほかにありませんか。12番、波田政和君。

○議員（12番 波田 政和君） おはようございます。委員長報告に対して、この汚泥堆肥の件について、若干お聞きしたいと思いますが、早急に在庫がアンバランスであるということから無料配布でもという意見であったという報告でございますが。実際問題これは今年度始まった問題ではございませんが、こういった内容で本当にこれをつくり続けることが大事なのか。それとも、この堆肥そのものが無料であったとしても、使う人が果たしているのか。その辺のところは調査なされておりますかね。よろしく願いいたします。

○議長（小川 廣康君） 委員長、伊原徹君。

○議員（2番 伊原 徹君） お答えします。

私どもは委員会として私自身初めての調査でございました。目に余る光景と申しますか、2万4,000以上の堆肥がございました。市民の方々の啓蒙辺りが少なされていないんじゃないかということがまず1点、お話の中でございました。これから、この2万4,000袋の堆肥をどう進めるか。これから市民の方々に、まずは無料で配付をして、それから後の状態を確認するというところで進めたらどうかといういろんな御意見もございました。いずれにしましても、今の状況下では、あのセンター内に袋が溜まる一方でございますので、この解消に向けてまずは進めていくような対策を講じていただきたい旨のお話をさせていただいています。

以上です。

○議長（小川 廣康君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） これで質疑を終わります。

日程第6. 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（小川 廣康君） 日程第6、産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。
委員長、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） おはようございます。産業建設委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

令和元年第2回対馬市議会定例会において、会議規則第105条第1項の規定により、閉会中の所管事務調査の承認を得ておりました本委員会の調査の内容とその概要を、同規則第110条の規定により報告いたします。

本委員会は、令和元年11月5日、午後1時30分に対馬市役所厳原庁舎に全委員集合し、国県市道の整備状況に関する調査・研究として所管事務調査を実施しました。

まず、建設部に同行いただき、台風5号及び17号により被災した箇所の災害復旧状況を確認するための現地調査を行いました。

その後、厳原庁舎別館大会議室において、一般国道382号線、緒方口～大船越区間のルートに対する考え方、一般国道382号線、小船越～畠浦口区間の入会林整備に関する進捗状況をお尋ねしました。次に、主要地方道厳原豆敷美津島線の加志～箕形区間の改良計画について担当部署から説明を受けました。

ここに、説明いたしますが、台風5号及び17号により被災した箇所の災害復旧の状況でございますが、被災した市道尾崎山線、市道久田日掛線ほか、河川を含め数カ所現地調査を行いました。被災箇所は災害査定も終わり、今後は実施設計書等の作成に入り、早期の完成に向け事務を進められています。被災箇所は、市民の日常生活に大きな影響はないものと思われませんが、一刻も早い回復を期待します。

次に、一般国道382号線、緒方口～大船越区間のルートに対する考え方についてでございますが、本区間は、ゴルフ場の建設計画が存続し、既に用地買収されているとの説明です。どの程度の買収なのか、全く交渉の余地は残されていないのか、所有権移転登記の内容を筆ごとに精査する必要があるのではないかと、新たなルートの考えはないものかと等々の意見がありました。

今後は、一筆ごとに所有権移転状況を精査し、可能性を探っていただき、早期の着工に向けて、お互いに努力・協力していくことで推進していきたいと考えております。

同じく、小船越～畠浦口区間の入会林整備に関する進捗状況ですが、本区間は、入会林整備のため長らく着工をすることができていません。担当部署である農林・しいたけ課の説明によると、平成30年6月15日に対馬振興局に認可申請の事前審査をお願いしているとの報告です

が、書類を提出した後に県に対し、現在まで何らアプローチをすることなく経過しております。この道路の重要性を考えると、本委員会としましても最大限の協力は惜しみません。一刻も早く着工できるよう努力されることを強く要望いたします。

続きまして、主要地方道厳原豆敷美津島線、加志～箕形区間の改良計画でございます。本区間は、本市の産業道路としての早期改良が望まれていた区間です。入会林整備も完了し、実施に向けて手続きが行われておりますが、箕形・吹崎間に計画されていますトンネル工事予定地の地質調査の結果、現計画では困難である旨の説明がありました。県当局におかれましても、改めて地質調査を行い、本年度中に設計が完了すべき努力をいただいているところであります。また、吹崎・加志間の改良計画箇所もトンネルによる改良が予定されています。現在、地質調査を行っているとの説明がありました。

以上が今回の調査事項の内容ですが、委員より意見がありましたので報告いたします。入会林については、多くの時間を要する事務です。入会林にかかわらず人員を要する仕事においては、必要な人員を配置し、迅速な対応ができる体制を構築され、市民の付託に応えるよう強く要望します。また、従来説明した内容に変更が生じた場合は、速やかに報告・相談をされ、信頼関係を構築すべきものと考えますので、今後の対応をよろしくお願いいたします。

以上で、産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告といたします。

○議長（小川 廣康君） 報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） これで質疑を終わります。

次に、9月定例会において閉会中の継続審査事件として決算審査特別委員会及び各常任委員会に付託しておりました平成30年度各会計の決算認定については、審査報告書の提出がっております。

日程第7. 認定第1号

○議長（小川 廣康君） 日程第7、認定第1号、平成30年度対馬市一般会計歳入歳出の決算の認定についてを議題とします。決算審査特別委員長の審査報告を求めます。決算審査特別委員長、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） 決算審査特別委員会の審査報告を行います。

令和元年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託され、閉会中の継続審議としておりました認定第1号、平成30年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定については、審査の結果、賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決定しました

ので、同規則第110条の規定により報告します。

本委員会は、令和元年10月7日から9日までの3日間にわたり、対馬市議会議場において市長、代表監査委員を初め、各担当部長、課長等の出席を求め、詳細にわたり説明を受けながら、慎重に審議を行いました。

平成30年度一般会計決算について、歳入総額は322億2,533万6,605円で、前年度と比較すると4億6,580万4,145円、率にして1.4%の減であります。

主な要因は、合併算定替えによる算定額縮減に伴う地方交付税の減、市道改良事業に係る国庫補助金の減であります。

また、歳出総額は、309億3,740万3,069円で、前年度と比較すると8億7,252万7,661円、率にして2.7%の減であります。主な要因は、扶助費、公債費及び補助費等の減であります。

歳入の構成比率では、自主財源の柱である市税が占める割合は9.2%で、前年度より0.2%の増となっておりますが、依然として自主財源に乏しい財政構造が続いている状況であります。

歳出の構成比率では、人件費、扶助費及び公債費のいわゆる義務的経費の占める割合は41.7%で、前年度と同様の割合となっております。

平成30年度決算では、歳入歳出ともに減少していますが、歳入においては、市税の収入済額が前年度と比較すると約3,386万円の増となっており、不納欠損額は前年度と比較すると約5,965万円の減となっています。これについては、収納対策の取り組みに一定の成果があったものと捉えます。しかしながら、収入未済額が約3億7,409万円もあります。本市の貴重な財源である税収入を確保するため、また、税負担の公平性の観点からも滞納の早期解決を図るなど、市税の徴収強化に対し、なお一層の取り組みが必要であります。

最後に、決算審査における指摘事項や意見等については、各部署において十分検討され、最小の経費で最大の効果が得られるよう、経済性、効率性、有効性を常に意識した事業の執行に努められたい。また、財政状況は大変厳しい状況ではありますが、社会経済情勢の変化を的確に把握され、事業の優先度、緊急度を精査するとともに、財源の確保に一層の創意工夫を凝らし、さらなる市民の福祉向上と市政の発展を図るため、市長を初め職員一丸となって今後の行政運営に取り組まれることを強く要望いたします。

以上で、決算審査特別委員会の審査報告といたします。

○議長（小川 廣康君） 報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

この採決は起立によって行います。

認定第1号に対する委員長の報告は認定するものです。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川 廣康君） ありがとうございます。起立多数です。

認定第1号は委員長報告のとおり、認定することに決定をいたしました。

暫時休憩いたします。再開を11時ちょうどといたします。

午前10時47分休憩

午前10時58分再開

○議長（小川 廣康君） 再開します。

日程第8. 認定第2号

日程第9. 認定第3号

日程第10. 認定第4号

日程第11. 認定第5号

日程第12. 認定第6号

日程第13. 認定第7号

日程第14. 認定第8号

日程第15. 認定第9号

○議長（小川 廣康君） 日程第8、認定第2号、平成30年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第15、認定第9号、平成30年度対馬市水道事業会計決算の認定についてまでの8件を一括議題とします。各常任委員長の審査報告を求めます。総務文教常任委員長、坂本充弘君。

○議員（1番 坂本 充弘君） おはようございます。

それでは、総務文教常任委員会の審査報告を行います。

令和元年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条第1項の規定により、本委員会に付託され、閉会中の継続審議としておりました認定第7号、平成30年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について、その審査の経過と結果を、同規則第110条の規定

により次のとおり報告いたします。

本委員会は、10月7日、対馬市役所豊玉庁舎3階大会議室において、委員5人出席のもと、担当部長及び担当課長の出席を求め、慎重に審査いたしました。

平成30年度対馬市旅客定期航路事業特別会計の歳入に係る決算額は、3,933万6,467円で、1款事業収入は旅客運賃、貨物運賃、合わせて305万8,430円、2款国庫支出金は、赤字航路事業に対する国庫補助金、1,892万3,371円、3款県支出金は、赤字航路事業に対する県補助金、674万6,771円、4款繰入金は一般会計からの繰入金、1,048万6,085円、7款諸収入は嘱託・臨時職員の雇用保険料及び高齢者移動費助成券利用に係る運賃との差額収入分が主な内訳であります。

次に、歳出に係る決算額は、3,922万4,928円で、1款総務費は、給料、職員手当等の人件費、2,359万7,717円、2款施設費は、燃料費、578万3,767円、3款公債費は船舶建造と待合所建築に係る償還金及び償還金利子、611万6,236円が主な内訳であります。

以上、本委員会に付託されました認定第7号、平成30年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定については、慎重に審査し、採決した結果、賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（小川 廣康君） 次に、厚生常任委員長、伊原徹君。

○議員（2番 伊原 徹君） それでは、厚生常任委員会の審査報告を行います。

令和元年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条第1項の規定により、本委員会に付託され、閉会中の継続審議としておりました案件は認定第2号から認定第6号までの5件であります。その審査の経過と結果を、同規則第110条の規定により次のとおり報告いたします。

本委員会は、10月8日、対馬市役所豊玉庁舎3階大会議室において、担当部長及び担当課長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

認定第2号、平成30年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入に係る決算額は4億4,470万389円で、歳出にかかる決算額は4億4,358万9,209円であります。歳出の1款1項施設管理費は3億5,034万3,355円で、診療所運営等に係る光熱水費、医療機器等の保守点検に係る委託料、公設民営診療所に対する運営費等補助金、2款1項医業費は9,324万5,854円で、医業用器具使用料及び医業用備品購入、診療所で使用する薬品、ガーゼ等の医業用消耗器材費及び衛生材料費が主なものとなっております。

認定第3号、平成30年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入に係る決算額は46億8,311万3,188円で、歳出に係る決算額は45億7,713万

3,536円であります。歳出の1款1項1目一般管理費は、被保険者証に係る共同電算処理手数料、国保システム改修業務委託料、3目医療費適正化特別対策事業は、主にレセプト点検に係る嘱託職員の報酬及び医療費通知等に係る郵便料であります。2款4項1目出産育児一時金は、国保被保険者の出産手当として、1子につき42万円を上限に一時金として助成するものであり、平成30年度の支出件数は34件であります。2款5項1目葬祭費は、国保被保険者本人の葬祭に対し、2万円を支給するもので、平成30年度の支出件数は61件であります。

認定第4号、平成30年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入に係る決算額は3億7,705万2,937円、歳出に係る決算額は3億7,442万997円あります。歳出の2款1項後期高齢者医療広域連合納付金3億4,167万2,506円は、低所得者や被用者保険の被保険者であった人に対する保険料軽減分を長崎県後期高齢者医療広域連合へ負担する保険基盤安定負担金と、市で徴収した保険料を広域連合へ納付する保険料納付であります。3款1項償還金及び還付加算金48万2,800円は、過年度分に係るもので、死亡や転出等により過納となった保険料を被保険者や法定相続人に還付したものであります。

認定第5号、平成30年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入に係る決算額は38億4,146万6,588円、歳出に係る決算額は36億9,191万7,834円あります。歳出の1款1項総務管理費7,303万7,351円は、人件費や保険料の通知等に係る役務費、介護認定審査会支援システムの保守点検及び介護保険システムの改修に係る委託料、1款3項介護認定審査会費3,928万8,829円は、11人の介護認定調査員が年間約3,000件の介護認定調査を行った際の調査委託料が主なものとなっております。

認定第6号、平成30年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入歳出に係る決算額はそれぞれ2億8,714万1,679円あります。歳出の1款2項介護予防・日常生活支援総合事業費1億6,105万6,014円は、介護予防・生活支援サービス事業負担金や介護予防教室、介護予防等の自主活動を実施している45団体への活動助成、ツシマヤマネコ体操の普及啓発に係る対馬市ケーブルテレビへの放送委託料が主なものであります。1款3項包括的支援事業・任意事業費2,062万8,772円は、社会福祉協議会の生活支援コーディネーターが地域の高齢者のニーズ等の把握やワークショップ等を実施し、地域主体で生活支援活動を行うための体制づくりに係る業務委託料、認知症家族等介護実技指導研修会に係る報償費等が主なものであります。

以上、本委員会に付託されました認定第2号から認定第6号までの5件については、慎重に審査し、採決した結果、いずれも賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で、厚生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（小川 廣康君） 次に、産業建設常任委員長、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） それでは、産業建設常任委員会の審査報告を行います。

令和元年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条第1項の規定により、本委員会に付託され、閉会中の継続審議としておりました認定第8号及び認定第9号の2件について、その審査の経過と結果を、同規則第110条の規定により次のとおり報告いたします。

本委員会は、10月9日、対馬市役所豊玉庁舎3階大会議室において、全員出席のもと、担当部長及び担当課長の出席を求め、慎重に審査いたしました。

まず、認定第8号、平成30年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入決算額2,276万3,730円、歳出決算額2,273万7,313円で、歳入歳出差引残額は2万6,417円であります。加入対象件数89件のうち、平成30年度末の加入件数は65件で、加入率は73.03%となっております。また、平成30年度末の下水道事業債の未償還残高は1億7,457万3,248円で、最終償還は令和16年3月となっております。

次に、認定第9号、平成30年度対馬市水道事業会計決算の認定について、当年度決算は平成29年4月に簡易水道特別会計と水道事業会計を統合して2年目となります。

平成30年度末の給水戸数は1万5,812戸、前年度と比較して32戸減少し、給水人口も3万492人で、前年度と比較して530人減少しています。

収益的収支は、水道事業収益（税抜き）11億5,013万5,318円に対し、水道事業費用（税抜き）9億9,593万6,200円で、当年度純利益は1億5,419万9,118円となっており、対前年度比1,771万8,744円、率にして10.3%の減となっています。

一方、資本的収支は、収入総額3億1,488万1,640円に対し、支出総額6億7,107万779円で、3億5,618万9,139円の財源不足が生じていますが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,504万2,744円、過年度分損益勘定留保資金6,451万996円、当年度分損益勘定留保資金2億2,834万6,679円、建設改良積立金4,828万8,720円で補填されています。

平成30年度末の年間有収水量は319万9,043立方メートルで、前年度より3万6,950立方メートル減少しましたが、年間有収水量率は0.41ポイント増加し、71.68%となっています。上昇の原因は、漏水調査による修理の実施によるものですが、引き続き老朽化による配水管の更新など漏水対策の強化に努められ有収量率の向上を図られるよう希望します。

水道料金の収納状況については、現年度分96.6%で、前年度比0.2ポイント低下、滞納繰越分については61.8%で、前年度比2.2ポイント上昇しています。また、現年度分・滞納繰越分を合わせた未収金額は、3,727万997円となっています。さらなる収納対策の強化と収納率向上に努められることを要望します。

最後に、給水人口は今後も減少していくものと思われませんが、安全でおいしい水の安定供給に

さらなる経営努力を期待するものであります。

以上、本委員会に付託されました認定第8号及び認定第9号の2件については、慎重に審査し、採決した結果、いずれも賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告といたします。

○議長（小川 廣康君） 以上で、3常任委員長の報告が終わりました。

これから、質疑を行います。まず、総務文教常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 次に、厚生常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 次に、産業建設常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、認定第2号から認定第9号までの8件に対する討論、採決を一括して行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

この採決は起立によって行います。

8件に対する各委員長の報告はいずれも認定するものです。

お諮りします。認定第2号、平成30年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号、平成30年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号、平成30年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号、平成30年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号、平成30年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号、平成30年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号、平成30年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定についての8件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川 廣康君） ありがとうございます。起立多数です。

したがって、認定第2号から認定第9号までの8件は委員長報告のとおり、認定することに決定をいたしました。

日程第16. 議案第60号

○議長（小川 廣康君） 日程第16、議案第60号、令和元年度対馬市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。提案理由の説明を求めます。総務部長、有江正光君。

○総務部長（有江 正光君） ただいま議題となりました議案第60号、令和元年度対馬市一般会計補正予算（第5号）について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

今回の補正は個人番号カード利用環境整備事業200万円の計上、地方バス路線維持費補助金1,700万円の追加、博多・比田勝航路混乗便維持費補助金428万6,000円の計上、有害鳥獣被害防止対策事業1,272万1,000円の追加、鮮魚活魚等輸送コスト助成事業補助金3,261万5,000円の追加、台風17号に係る災害復旧事業5億860万5,000円の追加などが主なものでございます。

予算書の3ページをお願いします。第1条第1項歳入歳出予算の補正でございますが、令和元年度対馬市一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億4,210万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ323億311万3,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は4ページから7ページにかけての第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条継続費の補正でございますが、8ページ、9ページの第2表継続費補正によることと定めております。

第3条地方債の補正でございますが、地方債の変更を8ページ、9ページの第3表地方債補正によることとし、地方債の限度額を39億5,170万円としようとするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容について、その主なものを御説明いたします。

14ページをお願いいたします。まず、歳入でございますが、1款市税は1項市民税を3,008万4,000円追加、2項固定資産税を6,196万1,000円追加し、6項入湯税は500万円を減額しております。10款地方交付税は普通交付税を1億2,957万8,000円を追加しております。16ページをお願いいたします。14款国庫支出金、1項国庫負担金でございますが、施設型給付費負担金に161万7,000円を追加、道路及び河川の災害復旧費国庫負担金に2億216万円を追加しております。2項国庫補助金でございますが、2目民生費国庫補助金は子ども・子育て支援交付金125万8,000円の追加、3目衛生費国庫補助金は循環型社会形成推進交付金135万3,000円の追加、4目農林水産業費国庫補助金は2節林業費補助金の離島活性化交付金375万9,000円の追加、3節水産業費補助金の特定有人国境離島地域社会維持推進交付金2,446万円の追加が主なものでございます。

18ページをお願いいたします。2項県補助金でございますが、1目総務費県補助金は個人番号カード利用環境整備費補助金200万円の計上、4目農林水産業費補助金は1節農業費補助金の強い農業・担い手づくり総合支援交付金940万3,000円の追加、3節水産業費補助金の特定有人国境離島地域社会維持推進交付金407万6,000円の追加が主なものでございます。9目災害復旧費県補助金は農林施設の災害復旧費県補助金9,940万円を追加しております。17款寄附金は高規格救急車購入費の一部とする300万円の指定寄附金を計上しております。18款繰入金は子ども夢づくり基金繰入金280万円を追加しております。

20ページをお願いいたします。20款諸収入でございますが、3項貸付金元利収入は、保健師等養成奨学資金貸付金返還金504万円を追加、5項雑入は地域活性化支援事業助成金100万円の追加、使用済み自動車海上輸送費支援事業300万円の追加が主なものでございます。21款市債でございますが、博物館建設事業債、災害復旧事業債など、それぞれの事業の増減により、1億5,320万円を追加しております。

続きまして、歳出について、御説明いたします。なお、歳出につきましては、別途参考資料をお配りしておりますので、後ほど御参照ください。

22ページをお願いいたします。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費でございますが、個人番号カード利用環境整備事業200万円の計上が主なものでございます。

24ページをお願いいたします。財産管理費は庁舎等の修繕料、維持補修工事など802万7,000円を追加しております。

7目企画費でございますが、島おこし協働隊員報酬の減、地方バス路線維持費補助金1,700万円の追加、博多・比田勝航路維持費補助金428万6,000円の計上が主なものでございます。

26ページをお願いいたします。9目市議会議員選挙費は市長選挙にあわせての執行となります市議会議員補欠選挙にかかる経費1,121万8,000円を計上しております。

28ページをお願いいたします。3款民生費1項社会福祉費でございますが、1目社会福祉総務費は電算システム改修費175万8,000円の追加、社会福祉協議会補助金222万7,000円の追加、4目国民健康保険費は国民健康保険特別会計操出金120万9,000円の追加、5目老人福祉費は養護老人ホーム入所措置費2,509万9,000円の追加、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計操出金2,397万8,000円の減額が主なものでございます。

32ページをお願いいたします。2項児童福祉費1目児童福祉総務費は国県費の精算返還金347万1,000円を計上しております。2目児童福祉施設費は臨時雇賃金495万4,000円の追加、地域子育て支援拠点事業委託料107万4,000円の追加、広域保育所運営負担金194万2,000円の追加、施設型給付費351万円の追加が主なものでございます。3項生

活保護費は扶助費の組み替えでございます。

34ページをお願いいたします。4款衛生費1項保健衛生費でございますが、1目保健衛生総務費は職員人件費の減額、水道事業負担金2,595万8,000円の追加、診療所特別会計操出金576万円の減額、4目環境衛生費は合併処理浄化槽設置事業補助金310万5,000円の追加が主なものでございます。

2項清掃費でございますが、36ページをお願いいたします。2目塵芥処理費でございます。使用済自動車等海上輸送費補助金300万円の追加が主なものでございます。6款農林水産業費1項農業費でございますが、2目農業総務費は修繕料156万6,000円の追加、3目農業振興費はイノシシ・シカ一斉捕獲業務委託料172万1,000円の追加、強い農業・担い手づくり総合支援交付金1,045万8,000円の追加、イノシシ捕獲補助金1,100万円の追加が主なものでございます。

2項林業費でございますが、38ページをお願いいたします。離島輸送コスト助成事業補助金など、林業関係の補助金1,009万3,000円の増額が主なものでございます。3項水産業費でございますが、1目水産業総務費は航路標識等設置事業補助金300万円の計上、2目水産業振興費は活魚・鮮魚等輸送コスト助成事業補助金3,261万5,000円の追加。

40ページをお願いいたします。7款商工費1項商工費でございますが、3目観光費は修繕料519万7,000円の追加、あそうベイパーク対州馬厩舎建設事業費280万円の追加が主なものでございます。

8款土木費でございますが、42ページをお願いいたします。6項住宅費は公営住宅修繕料533万9,000円を追加しております。

9款消防費1項消防費でございますが、44ページをお願いいたします。2目非常備消防費は消防団員費用弁償150万円の追加、3目消防施設費は消火栓設置負担金766万1,000円の減、4目防災対策費は棧原地区の防災対策工事1,493万3,000円の計上が主なものでございます。

10款教育費でございますが、46ページをお願いいたします。2項小学校費は令和2年度からの教科書改訂に伴う指導書など購入のための消耗品費3,498万円の追加が主なものでございます。中学校費は修繕料224万3,000円の追加が主なものでございます。

48ページをお願いいたします。5項社会教育費でございますが、2目公民館費は修繕料196万3,000円の追加が主なものとなっており、4目博物館費は博物館建設工事費1,540万円を追加しております。6項保健体育費でございますが、1目保健体育総務費はスポーツ活動振興補助金300万円を追加し、2目体育施設費は修繕料608万1,000円の追加が主なものでございます。

50ページをお願いいたします。11款災害復旧費でございますが、台風17号による被害施設の本復旧にかかる経費5億860万5,000円を計上しております。なお、54ページから57ページにかけて、補正予算給与費明細書を添えてございますので、御参照方よろしく願いいたします。

以上、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） 1点、お尋ねをします。

小学校費の中で消耗品費の追加ということで、3,400万余りの予算が組まれていました。このことについて、もう少し内訳というのがわかりましたら説明をお願いします。

○議長（小川 廣康君） どっちかな。総務部長。教育。どっち。教育。どっち。教育委員会。どっちか答弁せんと。教育委員会やろう。教育部長、阿比留裕史君。

○教育部長（阿比留裕史君） 済みません。手持ちで資料を持ってきておりませんので、後日回答させていただいてもよろしいでしょうか。済みません。

○議長（小川 廣康君） 5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） 後でということですから、それで結構ですが、これは教科書関係うんぬんということは説明が総務部長さんからありましたけども、この中で電子教科書辺りのことも含まれているかどうか。その辺りのことは今の段階ではお答えできますか。

○議長（小川 廣康君） 教育部長、阿比留裕史君。

○教育部長（阿比留裕史君） 電子教科書については、まだ採用にはいたっておりません。

○議長（小川 廣康君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は配付しております議案審査付託表のとおり、各常任委員会に付託をいたします。

日程第17. 議案第61号

日程第18. 議案第62号

日程第19. 議案第63号

日程第20. 議案第64号

日程第21. 議案第65号

日程第22. 議案第66号

○議長（小川 廣康君） 日程第17、議案第61号、令和元年度対馬市診療所特別会計補正予算（第1号）から日程第22、議案第66号、令和元年度対馬市水道事業会計補正予算（第2号）までの6件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。健康づくり推進部長、荒木静也君。

○健康づくり推進部長（荒木 静也君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第61号、令和元年度対馬市診療所特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

今回の補正はいつはら診療所嘱託職員の退職に伴う嘱託職員報酬の減、並びに豆酩出張診療所医師派遣料の減、及び仁田診療所医療機器の修繕料、仁田及び豊玉診療所の医療用器具使用料の追加が主なものでございます。

予算書の3ページをお願いいたします。元号を改める政令の施行に伴い平成31年度対馬市診療所特別会計予算の名称を令和元年度対馬市診療所特別会計予算とし、令和元年度対馬市診療所特別会計補正予算（第1号）は次の定めるところによることを規定し、第1条第1項歳入歳出予算の補正は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ124万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,279万2,000円とするものでございます。第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は4ページから5ページにかけての第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容について、御説明をさせていただきます。予算書の8ページから9ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、3款県支出金1項1目補助金に令和元年度へき地医療対策費補助金として、390万2,000円を追加しております。4款繰入金は一般会計からの繰入金を576万円減額しております。5款繰越金は前年度からの繰越金61万1,000円を追加し、繰越金総額は111万1,000円となります。

次に、歳出について御説明申し上げます。1款総務費1項1目一般管理費は1節報酬を333万8,000円減額しております。これは、いつはら診療所嘱託職員の退職に伴う報酬の減によるものでございます。同じく11節需用費に仁田診療所エックス線の修繕料として68万3,000円を追加しております。13節委託料では、対馬病院から豆酩出張診療所への医師派遣委託料を247万8,000円減額しております。また、23節償還金、利子及び割引料に平成30年度へき地医療対策費補助金返還金311万6,000円を追加しております。2款医業費1項1目医療用機械器具費に豊玉診療所及び仁田診療所の血液検査装置の賃借料として、42万6,000円を追加しております。なお、12ページから13ページにかけまして、補正予算給与費明細書を添付しておりますので、御参照のほど、よろしく御願い申し上げます。

以上、診療所特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 福祉保険部長、古里正人君。

○福祉保険部長（古里 正人君） ただいま一括議題となりました議案第62号から議案第64号につきましては、福祉保険部所管の議案でございますので、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

議案第62号、令和元年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、今回の補正予算は歳入においては療養給付費交付金及び前年度繰越金の増額、並びに基金繰入金
の減額、歳出では、保険給付費の増額が主なものでございます。補正予算書の3ページを御らん
願います。元号を改める政令の施行に伴い、平成31年度対馬市国民健康保険特別会計予算の名
称を令和元年度対馬市国民健康保険特別会計予算とした上で、令和元年度対馬市国民健康保険特
別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は第
1条第1項で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,181万9,000円を追加し、歳
入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億3,109万4,000円とするものでございます。
第2項で歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算
の金額は4ページから5ページにかけての第1表歳入歳出予算補正によるものとしてございま
す。

次に、歳入歳出補正予算の内訳につきまして、まず歳入でございますが、8ページから9ペー
ジをお願いいたします。1款1項1目一般被保険者国民健康保険税は税額の決定及び見込みによ
る減額でございます。4款県支出金は保険給付費の増額による交付金の追加及び保険者努力支援
事業の交付決定による減額でございます。6款繰入金1項他会計繰入金は国保資格システムオン
ライン化に要する経費を一般会計より繰り入れるものでございます。2項基金繰入金は7款繰越
金の前年度繰越金を計上したことによる減額でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。12ページから13ページをお願いいたします。
2款保険給付費1項療養諸費及び2項高額療養費は対象者の増加による追加でございます。

14ページから15ページをお願いいたします。6款基金積立金は前年度繰越金のうち、今回
補正調整後の残額を積み立てるものでございます。

続きまして、議案第63号、令和元年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に
つきまして、御説明申し上げます。

今回の補正は後期高齢者医療広域連合への保険料納付金の追加が主なものでございます。

補正予算書の3ページを御らん願います。令和元年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算
（第2号）は次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条第1項で歳
入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞ
れ3億7,513万4,000円とするものでございます。第2項で歳入歳出予算の補正の款項の

区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は4ページから5ページの第1表歳入歳出予算補正によるとするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内訳につきまして、まず歳入でございますが、8ページから9ページをお願いいたします。5款繰入金は6款繰越金の前年度繰越金を計上したことによる減額でございます。7款諸収入は前年度保険料還付未済金の減額でございます。

次に、歳出でございますが、10ページから11ページをお願いいたします。1款総務費は繰入金による財源内訳の変更でございます。2款後期高齢者医療広域連合納付金は保険料の決定及び見込みによる追加でございます。

続きまして、議案第64号、令和元年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、御説明申し上げます。今回の補正は、過年度にかかる地域支援事業及び介護給付費の国庫負担金、並びに県費返還金が主なものでございます。

補正予算書の3ページを御らん願います。令和元年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は第1条第1項で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,491万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億1,784万2,000円とするものでございます。第2項で歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は4ページから5ページにかけての第1表歳入歳出予算補正によるとするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内訳につきまして、まず歳入でございますが、8ページから9ページをお願いいたします。3款1項国庫負担金は高額介護サービス費の増額による負担金を追加するものでございます。2項国庫補助金は目順に、高額介護サービス費にかかる調整交付金の追加、次に、介護保険法改正によるシステム改修事業費の計上、最後に保険者機能強化推進交付金の決定による計上をいたしております。4項支払基金交付金は高額介護サービス費の増加による追加及び過年度分の精算交付金でございます。

次に、7款は10ページから11ページまでをあわせて御らん願います。1項他会計繰入金は8款繰越金の前年度繰越金を計上したことによる減額でございます。2項基金繰入金は高額介護サービス費の増加にかかる規定分を繰り入れしております。8款繰越金は昨年度の繰越金を計上いたしております。

次に、歳出でございますが、12ページから13ページをお願いいたします。1款総務費は介護保険業務担当職員の人件費の減額が主なものでございます。2款保険給付費は高額介護サービス費の見込みによる増額でございます。4款基金積立金は前年度繰越金のうち、今回補正調整後の残額を積み立てるものでございます。6款諸支出金1項償還金及び還付加算金は前年度地域支援事業支援交付金及び介護給付費負担金にかかる償還金を追加計上いたしました。8款地域支援

事業費は包括支援センターの各サブセンターの職員の人件費の減額が主なものでございます。

以上、議案第62号から議案第64号までの提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 中対馬振興部長、佐伯正君。

○中対馬振興部長（佐伯 正君） ただいま一括議題となりました議案第65号、令和元年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、一般会計繰入金の減額、職員の人件費の減額及び需用費の追加が主なものでございます。

補正予算書の3ページをお願いいたします。令和元年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条第1項で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,039万6,000円とするものでございます。第2項で歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は4ページ及び5ページにかけての第1表歳入歳出予算補正によるものとなります。

まず、歳入について御説明申し上げます。8ページ及び9ページをお願いいたします。4款繰越金1項他会計繰入金の2万7,000円は一般会計からの繰入金の減額でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。1款総務費1項総務管理費の44万1,000円は一般職員給料職員手当の減額によるものでございます。2款施設費1項施設費の41万4,000円は11節需用費において、渡海船の燃料費を追加するものでございます。10ページ及び11ページには補正予算給与費明細書を添付いたしておりますので、御参照方をお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 水道局長、波田安徳君。

○水道局長（波田 安徳君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第66号令和元年度対馬市水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正は水道事業収益で営業収益の減額と営業外収益の追加、水道事業費用で営業費用の追加、資本的収入で負担金の追加と補償金の減額、資本的支出で建設改良費の減額と災害復旧費の計上によるものでございます。

補正予算書3ページをお願いいたします。第1条で令和元年度対馬市水道事業会計の補正予算（第2号）は次に定めるところによることとし、第2条で令和元年度対馬市水道事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を1款水道事業収益1項営業収益を1,991万

8,000円減額し、2項営業外収益を1,296万7,000円追加し、水道事業収益の総額を11億8,026万6,000円とし、1款水道事業費用1項営業費用を1,001万4,000円追加し、水道事業費用の総額を10億4,916万4,000円とするものでございます。第3条で予算第4条本文括弧書き、資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額3億9,608万7,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額2,094万2,000円、当年度分損益勘定留保資金2億1,922万7,000円、減債積立金4,101万3,000円、建設改良積立金1億1,490万5,000円で補填するものとするに改め、資本的収入予定額を1款資本的収入3項負担金を850万3,000円追加、4項補償金を960万円減額し、資本的収入の総額を3億701万5,000円とするものでございます。また、資本的支出の予定額を1款資本的支出、1項建設改良費を1,329万3,000円減額、3項災害復旧費を748万円計上し、資本的支出の総額を7億310万2,000円とするものでございます。第4条で予算第8条中、職員給与費1億7,644万7,000円を1億6,531万3,000円とするものでございます。

8ページと9ページに補正予算給与費明細書を掲載いたしておりますので、御参照ください。

第5条で予算第9条第1号中、3,952万円を3,947万4,000円に、第2号中2,243万3,000円を3,227万3,000円に、第4号中1億201万2,000円を1億303万5,000円に改め、同条第4号の次に、第5号災害復旧費に対する負担金748万円を計上するものでございます。

それでは、補正の内容について、御説明いたします。4ページから5ページをお願いいたします。収益的収入でございますが、1款水道事業収益1項営業収益1目給水収益の補正は韓国人観光客の減少による宿泊施設等の水道使用料の減少見込みによる減額でございます。2項営業外収益の補正は、4目他会計負担金の高料金対策負担金のための一般会計負担金の追加が主なものでございます。収益的支出でございますが、1款水道事業費用1項営業費用1目配水及び給水費の補正は、人事異動に伴う人件費の減額、水道施設設備等の修繕費の追加が主なものでございます。2目総係費の補正は人事異動に伴う人件費の追加等によるものでございます。10ページから13ページに補正予算内訳書を掲載しておりますので、御参照ください。

次に、資本的収入でございますが、6ページから7ページをお願いいたします。1款資本的収入3項負担金1目他会計負担金の補正は一般会計負担金の追加によるもので、建設改良負担金と災害復旧事業負担金でございます。4項補償金1目補償金の補正は水道施設移転補償金の減額によるものでございます。資本的支出でございますが、1款資本的支出1項建設改良費2目施設整備費の補正は、千馬浄水場改修工事費の追加と県管理道路及び市道の水道管移設の補償工事費の減額が主なものでございます。3目簡易水道整備工事費の補正は中央地区及び三根地区簡易水道基幹改良事業おける単独事業をそれぞれ追加、減額するものでございます。3項災害復旧費1目

災害復旧費の補正は、本年9月の台風17号により被災した佐須地区配水管新三根浄水場及び志土路浄水場フェンスの災害復旧工事費の計上によるものでございます。14ページから15ページに補正予算内訳書を掲載しておりますので、御参照ください。

以上で、議案第66号、令和元年度対馬市水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。

昼食休憩といたします。質疑は午後から行います。暫時休憩します。再開を1時10分からといたします。

午後0時07分休憩

午後1時08分再開

○議長（小川 廣康君） 再開します。

休憩前に説明がありました日程第17、議案第61号、令和元年度対馬市診療所特別会計補正予算（第1号）から日程第22、議案第66号、令和元年度対馬市水道事業会計補正予算（第2号）までの6件について、ただいまから質疑を行います。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

訂正します。まず、健康づくり推進部関係議案の議案第61号について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 次に、福祉保険部関係、議案第62号から議案第64号までの3件について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 次に、中対馬振興部関係議案第65号について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 次に、水道局関係議案第66号について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております6件は委員会への付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。6件は委員会への付託を省略することに決定いたします。

これから、各案ごとに討論、採決を行います。

議案第61号、令和元年度対馬市診療所特別会計補正予算（第1号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。

本件は、原案のとおり可決されました。

議案第62号、令和元年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。

本件は、原案のとおり可決されました。

議案第63号、令和元年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。

本件は、原案のとおり可決されました。

議案第64号、令和元年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。

本件は、原案のとおり可決されました。

議案第65号、令和元年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第1号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。

本件は、原案のとおり可決されました。

議案第66号、令和元年度対馬市水道事業会計補正予算（第2号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。

本件は、原案のとおり可決されました。

日程第23. 議案第67号

日程第24. 議案第68号

日程第25. 議案第69号

日程第26. 議案第70号

日程第27. 議案第71号

○議長（小川 廣康君） 日程第23、議案第67号、対馬市選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例から日程第27、議案第71号、対馬市水道条例の一部を改正する条例までの5件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。選挙管理委員会事務局書記長、桐谷和孝君。

○選挙管理委員会事務局書記長（桐谷 和孝君） ただいま議題となりました議案第67号、対馬市選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例について、その提案理由と内容について御説明申し上げます。

議案書の5ページをお願いいたします。今回の改正は国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律が令和元年5月15日に公布され、選挙公報の掲載文が電子データにより提出することが可能となったことに伴い所要の改正を行うものでござい

ます。

なお、附則で施行日を令和2年2月1日からと定めており、令和2年3月1日執行予定の対馬市長選挙及び対馬市議会議員補欠選挙からを予定しております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 教育部長、阿比留裕史君。

○教育部長（阿比留裕史君） 一括議題となりました議案のうち、議案第68号、対馬市体育施設条例の一部を改正する条例については、教育委員会所管の議案でございますので、提案理由を御説明させていただきます。

議案集の7ページをお開きください。新旧対照表は3ページを御参照ください。今回の改正は学校の統廃合により廃校となります対馬市立浅海中学校体育館につきまして、地区の関係者の皆さまから社会体育施設として活用したいとの御要望がございましたので、対馬市体育施設条例の一部を次のように改正するものでございます。別表第1中、名称及び位置として対馬市美津島体育館の項の次に対馬市浅海体育館、対馬市美津島町小船越389番地7を加えるものでございます。この改正を行うことにより、地域住民の皆様の健康増進及び地域コミュニティの活性化等に寄与できるものと考えております。所要の改正を行うものでございます。

なお、附則で施行期日を令和2年4月1日としています。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小川 廣康君） 福祉保険部長、古里正人君。

○福祉保険部長（古里 正人君） ただいま一括議題となりました議案第69号並びに議案第70号につきましては、福祉保険部所管の議案でございますので、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

議案第69号、対馬市高齢者ふれあい施設条例の一部を改正する条例につきましては、新旧対照表の6ページを御らん願います。この条例は高齢者の生きがいと健康づくり及び介護予防の地域活動拠点並びに地域住民の多目的利用に供するための条例でございますが、今回の改正は現施設内山老人憩の家が県道瀬浦巖原港線の道路改良工事に伴い解体する必要性が生じたため、新たに巖原町内山146番地7に建設し、あわせて施設の名称も内山憩の家へと変更するものでございます。

なお、附則において、施行日を公布の日からといたしております。

次に、議案第70号、対馬市介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、新旧対照表の5ページから7ページを御らん願います。平成27年4月から介護保険法の改正により、消費

税による公費を投入し、保険料の低所得者への軽減強化が実施されておりますが、本年10月に消費税率が10%に引き上げられたことにより、さらなる軽減強化を図るため、保険料算定額の改正を行うものでございます。改正の内容は介護保険料算定に用いる所得段階10区分のうち、生活保護世帯また全員が住民税非課税世帯となる低所得区分で第1段階の2万8,350円を2万2,680円に、第2段階の4万7,250円を3万7,800円に、第3段階の5万4,810円を5万2,920円にそれぞれ軽減するものでございます。

なお、附則において、施行日を令和2年4月1日からといたしております。

以上、議案第69号並びに議案第70号の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 水道局長、波田安徳君。

○水道局長（波田 安徳君） ただいま一括議題となりました議案のうち議案第71号、対馬市水道条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容について御説明申し上げます。議案書の13ページをお願いいたします。

今回の改正は水道法施行令の改正に伴うもので、第11条中の水道法施行令第5条を第6条に改め、第35条第1項中の水道法施行令第5条を政令第6条に改め、同条第2項中の水道法を法に改めるものでございます。新旧対照表は8ページを御参照ください。

なお、附則で、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上、簡単ではございますが、議案第71号、対馬市水道条例の一部を改正する条例の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。これから5件について、質疑を行います。

まず、議案第67号について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 次に、議案第68号について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 次に、議案第69号及び議案第70号の福祉保険部関係条例の2件について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 次に、議案第71号について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております5件は委員会への付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。ただいま一括議題としております5件は委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

これから、5件について各案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第67号、対馬市選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。

本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号、対馬市体育施設条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。

本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号、対馬市高齢者ふれあい施設条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。

本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号、対馬市介護保険条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。

本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号、対馬市水道条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。

本件は、原案のとおり可決されました。

日程第28. 議案第72号

日程第29. 議案第73号

日程第30. 議案第74号

日程第31. 議案第75号

○議長（小川 廣康君） 日程第28、議案第72号、対馬市会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例から、日程第31、議案第75号、対馬市会計年度任用職員である医師の給与及び費用弁償に関する条例までの4件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長（有江 正光君） ただいま一括議題となりました議案第72号、議案第73号のうち、まず、議案第72号、対馬市会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例について、その提案理由と内容を説明申し上げます。

平成29年5月17日に公布されました地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、新たに会計年度任用職員制度が創設されました。改正法の趣旨といたしましては、地方公務員の臨時非常勤職員について、その総数が平成28年4月現在で約64万人と増加しており、またその中、地方公共団体によって、任用勤務条件に関する取り扱いがまちまちであったことに対し、統一的な取り扱いが定められることにより今後の制度的な基盤を構築するものであり、本市においても施行日の令和2年4月1日に向け関係条例を整理するものであります。資料1の新旧対照表により説明いたしますので、9ページをお願いいたします。

第1条は、対馬市政治倫理条例中、政治倫理基準を規定する第3条第1項第2号において、新たに制定する対馬市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に規定する職員身分の名

称へ変更するものであります。

第2条は、対馬市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例中、市長への任命権者の報告事項を規定する第3条において、対馬市会計年度任用職員のうち、給料職員については報告の対象とすることと定めるものであります。

第3条は、対馬市職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例中、休職の効果を規定する第3条第4項において、会計年度任用職員に対する休職の期間を定めるものであります。

第4条は、対馬市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例中、減給の効果を規定する第3条を会計年度任用職員に対し、同様に適用するため、定めるものであります。

第5条は、公益法人等への対馬市職員の派遣に関する条例中、職員の派遣を規定する第2条においては、法律の適用条項と字句の修正であります。

第6条は、対馬市職務に専念する義務の特例に関する条例中、職務に専念する義務の免除を規定する第2条において、会計年度任用職員のうち日額、時間額で報酬を支払う職員は対象外とする規定であります。

第7条は、対馬市職員の育児休業等に関する条例中、育児休業をしている職員の期末手当等の支給を規定する第7条第2項において、勤勉手当が支給対象ではないことを、また、第8条において育児休業期間の給料の号給の調整対象職員から会計年度任用職員を除くことを定めるものでございます。

第8条は、対馬市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例中、別表に規定しております交通指導員については、地方公務員法の改正に伴い、特別職の適用外とされたため、削除するものです。

第9条は、対馬市職員の給与に関する条例中、臨時または非常勤職員の給与を規定する第32条について、対馬市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例などによるものとするを定めております。

第10条は、対馬市技能労務職員給与条例中、臨時または非常勤職員の給与を規定する第22条について、技能職員の給与について、対馬市技能労務会計年度任用職員の給与に関する規則に委任することを定めたものであります。

第11条は、対馬市水道事業企業職員給与条例中、非常勤職員の給与を規定する第23条について、条項の見出しを変更し、その給与の支給において対馬市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の例によることを定めるものであります。

第12条は、対馬市社会教育指導員設置条例中、対馬市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に規定する職員身分の名称の変更、字句の修正、及び報酬等の支給の根拠を規定するものであります。

引き続き、議案第73号、対馬市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について御説明申し上げます。

議案書19ページをお願いいたします。会計年度任用職員制度の導入にかかる目的と経緯などについては、先ほどの説明のとおりでありますので、省略をさせていただきます。本条例は令和2年4月1日施行の地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の趣旨に則り、臨時・非常勤職員全体としての任用根拠の適正化を図るため、制定するものでございます。

第1条では、趣旨を規定し、第2条では、会計年度任用職員の給与として、給料職員と報酬職員に区分されることと、それぞれ支給される給与の内容について、規定をしております。

第3条では、給料職員の給料表として、行政職、医療職及び教育職の区分で給料表を定めます。

第4条では、給料職員の職務の級として、職務の複雑、困難などの度合いを基準に職務の級の分類を定めております。

第5条では、給料職員の給料の号給として、その決定基準について定め、第6条では、給料職員の給料の支給として、給与の計算期間等について、対馬市職員の給与に関する条例第8条から第11条までを準用することを定め、第7条から第11条までは、通勤手当を初め給料職員に対し支給することができる各種手当を規定し、第12条では時間外勤務手当などを計算する際の端数処理の方法を規定しました。

第13条では、給料職員の期末手当として、期末手当の支給に関し職員の給与条例を準用することなどを定め、第14条では、給料職員の特殊勤務手当として、職員の給与条例を準用することを規定しています。

第15条では、給料職員の勤務1時間当たりの給与額の算出として、その計算方法を定め、第16条では、給料職員の給与の減額として、定められた勤務時間中に勤務しない場合の減額について定めております。

第17条では、報酬職員の基本報酬として、勤務態様により月額、日額及び時間額として支給できることを定め、第18条から第20条までは、基本報酬以外で時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務のその対価として支給する報酬の計算方法などを定めています。

第21条では、報酬職員における時間外勤務などの対価とする報酬を計算する際の端数処理の方法を規定しました。

第22条では、報酬職員の期末手当として、期末手当の支給に関し、職員の給与条例を準用することを規定し、第23条では、報酬職員の報酬の支給として、その計算期間等について定め、第24条では、報酬職員の勤務1時間当たりの報酬額の算出として、月額、日額及び時間額ごとにその計算方法を定めております。

第25条では、報酬職員の報酬の減額として、給料職員と同様に定められた勤務時間中に勤務

しない場合の減額について定めております。

第26条では、給与からの控除として、あらかじめ給与から控除できる会費などについて、給与職員においては一般の常勤職員と同様の取り扱いができるよう準用規定を定めました。

第27条では、職務に特殊性等を要する会計年度任用職員の給与として、市長がその特殊性等を認めた場合は、別に条例を定めることができることを規定しております。

第28条では、報酬職員の通勤に係る費用弁償として、通勤にかかる費用の支給に関し定め、第29条では、報酬職員の旅行に係る費用弁償として、報酬職員が旅行した場合の費用を支給するための規定でございます。

第30条では、JETプログラム参加者においては、報酬職員へ支給することができる時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務に対する対価となる報酬は、適用除外とすることを定めています。

第31条は、規則への委任条項でございます。

なお、附則第1項では、施行期日を令和2年4月1日と定め、第2項経過措置として、制度導入時において、嘱託職員としての任用期間を前歴として考慮することを規定し、第3項職務の給及び号給の切り替えなどとして、第2項の規定に基づき、前歴を考慮した場合の職務の給及び号給の切り替えの方法を規定し、第4項給料表改定の効力発生の時期の特例として、当該条例については、職員の給与条例第5条に規定する給料表の改定が行われた場合においても効力発生の時期は、当分の間、翌会計年度の初日とすることを規定しております。

なお、本条例により任用を予定しております職種につきましては、参考資料2の8ページから9ページにかけて同条例関係規則において給料表ごとに定めておりますので、あわせて御参照を願います。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 教育部長、阿比留裕史君。

○教育部長（阿比留裕史君） ただいま議題となりました議案第74号、対馬市会計年度任用職員であるスクールソーシャルワーカーの報酬及び費用弁償に関する条例につきまして、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

議案集は33ページを御らんください。提案理由といたしましては、現在スクールソーシャルワーカーを県と市で雇用しているところでございますが、来年度から対馬市において会計年度任用職員制度が施行されることに伴いまして、県の賃金単価に準ずるため、市の制定する会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例とは別に、独自に定めるものでございます。

第1条では、本条例の趣旨を定めております。

第2条では、報酬を定めており、1時間当たり3,000円としております。このことについて

て、補足説明をいたします。対馬市に配置されているスクールソーシャルワーカーには県の負担による雇用と市の負担による雇用がございます。報酬については、現在、県の報酬が時間当たり3,000円となっており、市でも同様の報酬としております。しかしながら、来年度から会計年度任用職員の導入により、対馬市におけるスクールソーシャルワーカーとして必要な社会福祉士の資格から算定されている報酬は時給924円となり、県の報酬に対して著しい差があります。これを解消するため、本市に配置されているスクールソーシャルワーカーの報酬に関する条例を定め、県雇用のスクールソーシャルワーカーとの格差をなくそうとするものです。

第3条には、報酬の支給に関することを定めております。

第4条には、費用弁償に関すること。

第5条には、この条例に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定めることとしております。なお、参考に令和2年対馬市議会定例会新規策定条例関係資料31ページから規則を添付しております。

附則として、施行期日を令和2年4月1日としております。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（小川 廣康君） 健康づくり推進部長、荒木静也君。

○健康づくり推進部長（荒木 静也君） ただいま議題となりました議案第75号、対馬市会計年度任用職員である医師の給与及び費用弁償に関する条例の制定につきまして、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

議案書の35ページを御らんください。本条例につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員が導入されたことに伴い、関係条例において所要の改正の必要が生じたことから、対馬市会計年度任用職員となる医師の給与及び費用弁償等についての規定を定めるため、新たに制定を行うものでございます。

なお、附則において、施行日を令和2年4月1日とし、あわせて対馬市直営診療所施設医師の給与、勤務時間、その他の勤務条件及び旅費支給条例の廃止を行うものでございます。

以上、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。これから4件に対する一括質疑を行います。質疑はありますか。5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） 議案第72号と73号に関連してお尋ねをしたいと思います。

今、73号で地方公務員法の第22条の2第1項の第1号・第2号によって、会計年度任用職員が給料職員と報酬職員に分類されて、任用すると説明がありました。それで、まず、この対馬

市が取り入れるこの条例によって、どれくらいの人数が対象になるのか。いわゆる給料職員と報酬職員ですね。それぞれ職種があると思います。一般事務の補助とか、あるいは保育士、あるいは給食関係の職員とか、いろんな職種があると思いますが、もし職種ごとに現在の段階でこの分類がそれぞれ何人くらいの人数が該当するかということがわかれば説明してください。

それから、72号に関連しては、会計年度任用職員の給与について、第32条のところで、職員の給与との権衡、つまりつり合いですね。その他職務の特殊性等で考慮して、別に条例で定めるといことで、今、総務部長から説明があったんですが、その条例の説明と別表の給料表だけでは、なかなかわかりにくいんですけど。今まで嘱託職員、あるいは臨時的任用の職員として採用されていた中で、特に嘱託職員の中にはいわゆる常勤の職員と同じような仕事をしながら待遇差があるということで、例としては、私一般質問で取り上げた中では保育士さんの給料の差等について、一般質問したことがあるんですが。今度新しい制度になった場合には、いわゆるどのような待遇になるのか。特に嘱託のときと比較して、給料が下がるようなことはないのかどうか。その辺りのことについて、現時点で説明できることがあれば説明をお願いをしたいと思います。

それから、3点目は、同じく第73号なんですけど、会計年度任用職員の給与について記載がありますが、その中で特に給料職員のところでは、給料、通勤手当、時間外勤務手当等、列挙してありますけれども、この中には退職手当、退職金に関する項目は記載されていませんけど、対馬市ではいわゆる給料職員の退職金の取り扱いはどのようにされるのか。それが3点目です。

今、お尋ねしたようなことを含めて、多分現在嘱託職員や臨時職員で勤務されている方にはこの法施行にあわせて、あるいは市では条例の施行にあわせて当然説明をしてこられたと思いますけども、該当すると思われる職員へのこの説明とか周知はどのようになされていて、職員のほうもそれを十分理解しているのかどうか。そのことを含めて現状を報告をお願いしたいと思います。

○議長（小川 廣康君） 総務部長、有江正光君。

○総務部長（有江 正光君） 小島議員の質問にお答えいたしますが、質問の項目が多岐にわたっておりまして、もし答弁漏れ等がございましたらまた御指摘をいただければというふうに思います。

まず、本市が制定いたします会計年度任用職員におきまして給料職員で報酬職員という区分があるというふうに規定をしておりますが、給料職員につきましては勤務時間が正規の一般職員と同様7時間45分の勤務時間とされる職員を給料職員ということで規定をしております。報酬職員につきましては、週35時間以内の勤務時間を設定して任用する職員ということで、位置づけを行い、本市におきましては国の制度上は両方の職員を置くことができるということになっておりますが、本市は報酬職員のみ、従来の嘱託職員、臨時職員におきましても週35時間以内の勤務時間で任用し、事務に当たっていただくというふうなことで現時点ではそのように整理をして

おります。

2点目でございますが、特に保育士の処遇に関しまして例に挙げられての質問でございました。現在、対馬市は嘱託職員につきましては、嘱託職員管理要綱に基づきその給与等を支払いを行っております。この条例の施行に伴い、当然嘱託職員管理要綱はなくなってまいりますし、ただ、制度が全く新しいものへ移行するものではございますが、現状の年収、年間収入を基本に、それを維持する形で新年度以降、報酬の支払いをしていくということで考えております。ただし、この制度上、公募によりまして、面接等を経て、最終的には任用を決めることとなりますので、現在、嘱託職員の身分にある方、臨時職員の身分にある方が4月以降も採用、任用された場合に限ってそのような取り扱いをするということで考えております。

もう1点、その関係職員に対する周知ということですが、これ12月から1月にかけて現在雇用しております嘱託職員、臨時職員等に関しまして、その制度の説明会を行っていく予定としております。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） 今、お尋ねした中でですね。総枠として、いわゆる給料職員、あるいは報酬職員がどれぐらいになるかという具体的な数というのは多分わかっているとは思いますが、そのことについてはいかがですかね。それから、退職金うんぬんですね、給料職員の。この取扱いは、対馬市は考えてあるのかどうかということ。この2点が多分落ちていたと思うんですけど。

○議長（小川 廣康君） 総務部長、有江正光君。

○総務部長（有江 正光君） 小島議員の質問にお答えいたします。

会計年度任用職員制度が始まった際に、採用を予定している給料職員、報酬職員の職種ごとの内訳ということでございますが、先ほど御説明をさせていただきましたとおり、現時点におきましては、報酬職員のみ、週35時間以内の勤務で対応していただく職員のみという採用の仕方を考えております。その対象となる人数でございますが、これは嘱託職員につきましては、今年度は154人を採用しておりますが、臨時職員につきましては、任用の態様がいろいろございますので、果たしてこれが正確な数字といえるのかどうかはちょっと私も申し上げにくいところではございますが、その260と154を足しまして、約400名を超える方を採用している状況でございます。

退職手当でございますが、国の制度上は、給料職員、一般の常勤職員と同じ勤務時間を働いてくださる職員につきましては、退職手当の支給が認められておりますが、本市の条例に置きましてはその分の規定はしておりません。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） 私の理解が悪いのかしりませんが、もう1回確認をしたいと思いますが。対馬市では、いわゆる給料職員の採用というのは考えていないということではないですか。ということらしいですが、そうしますと、具体的な例として私がお尋ねした今、保育所等の保育士さんは、半分はいわゆる嘱託職員ですよ。この方々は、今は勤務時間は35時間じゃあないですよ。そうしますと、35時間の勤務でいわゆる報酬職員として勤務させるとなると、保育所の運営がスムーズにいくのかというのが気になります。これはまた委員会のほうでお尋ねはしたいと思いますが。一応、報酬職員のみで進めるということで、それが400名もの数に上るとということだけははっきりしたんですけどもね。現在、嘱託職員で勤務している職員を条件としては悪くなってしまいう状況で勤務しなきゃいけないということに受け取れるんですが、そうでないですか。

○議長（小川 廣康君） 総務部長、有江正光君。

○総務部長（有江 正光君） 小島議員の質問にお答えいたします。

待遇、処遇が悪くなるんじゃないかということと現在の保育士は35時間以内の勤務で勤務していないんじゃないかということですよ。給料職員と報酬職員の違いを端的に申し上げますと、勤務時間だけの差でございます。適用する給料表は同じでございますし、保育所の運営の実態を考えますと、全体の開所時間を考えますと、正規の職員の勤務時間であっても、その職員だけで賄うことはできません。当然、臨時職員を入れて運営していくわけでございますので、仮に給料職員の保育士を置いた場合、最大勤務できるのが7時間45分です。報酬職員でも、7時間までは勤務することができます。45分の差でございますので、そこは代替保育士の確保について、担当部署のほうで努力していただいて、保育所の運営に当たっていきいたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） もう3回過ぎていきますので、簡潔にお願いします。

○議員（5番 小島 徳重君） この2つの条例案は、総務の委員会で審議されますか。総務の委員会で審議されることになりますか。それで、一応400名もの雇用にかかわるというんですか、勤務にかかわることですから、やはり条例案と対照表だけでなく、もう少し参考資料としてわかりやすいものを出していただきたいなど。その上で、総務委員会で待遇面とかうんぬんは審議されると思いますが。保育所の運営とか、他の職場でもそういうことが出てくると思うんですけどね、このことについてはやはり関係職員も含め、あるいは市民にもわかりやすいような説明をしていただかないと、混乱をきたすんじゃないかなと思うんですよ。これやっぱり2年前、

3年前ですか、既に法改正については国のほうではこういう方針が出ていましたし、十分これまでに市としては来年4月の施行にあわせて、関係部署の連携とかあるいは職員向けの説明とかというのがなされていなければいけないし、議会にもそれなりに資料提供等をしていただくべきものだったというふうに思います。だから、残された期間少ないんですけど、やはりその辺りは、しっかり議会にも資料提供していただくことを要望してきょうの質疑は終わりたいと思います。

以上です。

○議長（小川 廣康君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

議案第72号から議案第75号までの4件は配付しております議案審査付託表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたします。

日程第32. 議案第76号

○議長（小川 廣康君） 日程第32、議案第76号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。しまづくり推進部長、武末祥人君。

○しまづくり推進部長（武末 祥人君） ただいま議題となりました議案第76号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画につきましては、しまづくり推進部所管でございますので、その提案理由と内容を説明申し上げます。

議案書47ページをお願いいたします。本件は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回提案しております14辺地のうち、新規計画が美津島町今里辺地、豊玉町仁位辺地、嵯峨・貝鮎辺地、塩浜辺地、上対馬町泉辺地、一重辺地の6辺地で、計画変更が厳原町厳原辺地、下原辺地、美津島町雞知辺地、峰町三根辺地、上県町佐須奈辺地、仁田辺地、上対馬町比田勝辺地、小鹿辺地の8辺地でございます。

それでは、各辺地の事業内容を新規計画から順に御説明いたします。48ページ、総合整備計画案を御らんいただきたいと思います。

まず、今里辺地でございますが、車両適正整備計画により進めている美津島町西地区への車両配備にあわせて老朽化した施設を解体、新築する計画でございます。

次に、49ページ、仁位辺地でございますが、豊玉診療所に全自動赤血球計数・免疫反応測定装置を導入することにより、医療の環境を整備し、住民に安心安全な医療を提供することで生活水準の格差の是正を図る計画でございます。

次に、50ページ、嵯峨、貝鮎辺地でございますが、豊玉小学校及び豊玉中学校のスクールバスについて、購入から25年が経過し、老朽化が激しく故障が頻発しており、運行に支障をきたしているため、新たに購入する計画でございます。

次に、51ページ、塩浜辺地でございますが、収益率の高い利用間伐の実施、将来的な主伐と其後の更新による持続可能な森林経営の安定を図るため、林業専用道賀谷塩浜線を開設する計画でございます。事業年度は平成28年度から令和2年までを予定しておりますが、辺地に係る公共的施設の総合整備計画は辺地ごとに原則5カ年で作成することとなっており、塩浜辺地におきましては前辺地計画が30年度で終了したため、今年度から新たに辺地計画を作成するものであります。

次に、52ページ泉辺地でございますが、簡易水道事業による配水管等の布設替えに伴う消火栓の布設替えを行う計画でございます。

次に、53ページ、一重辺地でございますが、除間伐及び伐採木の搬出により、森林資源の効率的な有効利用を実現するために、林道一重線を起点とする延長2,500メートル、幅員3.5メートルの林業専用道を開設する計画でございます。

続きまして、変更計画で御説明いたします。まず、54ページ、巖原辺地でございますが、消防水利の充足率が低い地区に耐震性貯水槽を設置し、震災時においても使用可能な水利を整備する計画を追加しております。

次に、55ページ、下原辺地でございますが、巖原町檜根の大板地区において、携帯電話の使用ができないことから、屋外活動時や地域内で発生する交通事故、火災、海難事故等の緊急通報に支障をきたしているため、移動通信用鉄塔の整備を行う計画を追加しております。

次に、56ページ、雞知辺地でございますが、林業専用道雞知焼松線開設事業の平成31年度的设计を行ったところ、当初に見込んでいたものより工事長が延びたことによる事業費の変更でございます。なお、下段の消防施設の追加につきましては、先に説明いたしました巖原辺地と同様の整備計画でございます。

次に、58ページ、三根辺地でございますが、先に説明いたしました泉辺地と同様の整備計画でございます。

次に、59ページ、佐須奈辺地でございますが、先に説明いたしました仁位辺地と同様に佐須奈診療所にX線一般撮影システムを導入する計画を追加しており、次の60ページ仁田辺地も同様に仁田歯科診療所に歯科ユニットを導入する計画を追加しております。

次に、62ページ、比田勝辺地でございますが、平成13年度に寄贈車両として導入した上対馬出張所の緊急自動車の老朽化が進んでいるため、新たに購入する計画を追加しております。なお、下段の消防施設の追加につきましては、先に説明いたしました泉辺地と三根辺地と同様の整

備計画でございます。

最後に63ページ、小鹿辺地でございますが、林業施業道小鹿小山線において設計委託の結果、急勾配箇所コンクリート路面舗装の施工面積が増加したことによる事業費の変更でございます。

以上で、議案第76号の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認めます。

本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、討論、採決を行います。

議案第76号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。2時25分からとします。

午後2時11分休憩

.....
午後2時25分再開

○議長（小川 廣康君） 再開します。

日程第33. 議案第77号

日程第34. 議案第78号

日程第35. 議案第79号

日程第36. 議案第80号

日程第37. 議案第81号

日程第38. 議案第82号

○議長（小川 廣康君） 日程第33、議案第77号、対馬市コミュニティーセンターの指定管理者の指定についてから日程第38、議案第82号、観光情報館ふれあい処つしまの指定管理者の指定についてまでの6件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。総務部長、有江正光君。

○総務部長（有江 正光君） ただいま一括議題となりました議案第77号、対馬市コミュニティーセンターの指定管理者の指定について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

議案書65ページをお願いいたします。瀬ふれあいセンター並びに小茂田ふれあい館にかかる現在の指定管理期間が令和元年度末日をもって終了いたします。令和2年度からの指定管理につきましても、対馬市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例、第5条第1項第4号の規定に基づき、公募によらない候補者として選定し、市内各所の集会施設と同様に地元地区を候補者として指定いたしたく地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。なお、指定管理者となる団体はそれぞれ豆敷瀬・佐須瀬区、並びに小茂田区でございます。また、指定の期間は令和2年4月1日から令和8年3月31日までの6年間といたしております。

次に、議案78号、対馬市高齢者ふれあい施設の指定管理者の指定について、御説明申し上げます。

同施設は先ほど議案第69号において説明がありましたとおり、一般県道の改良工事による内山老人憩の家の移転に伴い、同地区内に新築を行い、完成したものでございます。内山老人憩の家は平成27年12月定例会において、指定管理者の指定についての議決を受け、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの期間をもって、内山区において管理運営をいただいておりますが、このたびの移転により設置場所と名称の変更を行いましたので、改めまして地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。なお、指定管理者となる団体は内山区でございます。また、指定の期間は令和2年1月1日から令和8年3月31日までの6年3カ月間といたしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 上対馬振興部長、森山忠昭君。

○上対馬振興部長（森山 忠昭君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第79号、対馬市仁田ダム運動公園施設の指定管理者の指定につきまして、提案理由とその内容について、御説明いたします。議案書117ページをお願いいたします。

本件は、仁田ダム運動公園の管理運営につきまして、平成27年4月より対馬ゴルフ倶楽部を

指定管理者として管理運営を行っておりますが、令和2年3月31日をもって、その期間が満了いたしますので、対馬市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例、第2条により公募を行ったところ、1団体からの申請がございました。対馬市指定管理者選定委員会におきまして、選定の結果、指定管理者候補として、対馬ゴルフ倶楽部理事長八坂一義氏を指定管理者として指定したく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。なお、指定管理期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間といたしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（小川 廣康君） 農林水産部長、佐々木雅仁君。

○農林水産部長（佐々木雅仁君） 一括議題となりました議案第80号、議案第81号は、農林水産部所管の議案でございますので、続けて提案理由とその内容について御説明いたします。

初めに、議案第80号、体験であり塾匠の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

議案書の71ページをお願いいたします。本施設の管理運営につきましては、旧厳原町が平成12年4月1日に開設して以来、「匠」運営協議会に管理運営を委託してまいりましたが、公の施設の管理運営に民間の能力を活用し、サービスの向上や行政コストの縮減を図ることを目的に、平成22年度から指定管理者として委任し、「匠」運営協議会が管理運営を行っておりますが、令和2年3月31日をもって協定期間が満了となりますので、対馬市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例、第2条の規定に基づき、公募を行ったところ、1団体からの応募がありました。選定の結果、指定管理者候補、「匠」運営協議会会長桐谷隆儀氏を選定し、指定管理者として指定したく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。指定管理者候補の選定に当たっては、対馬市指定管理者選定委員会により、選定方法及び基準に基づき公平に審査した結果、募集要項の選定基準を満たし、かつヒアリングの実施により事業計画、収支計画及び経営能力並びに管理能力等を総合的に判断し、「匠」運営協議会を指定管理者候補として選定いたしました。指定管理料は5年間で785万2,000円を予定しております。なお、指定管理期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間を予定しております。

次に、議案第81号、対馬ふるさと伝承館の指定管理者の指定について御説明申し上げます。議案書の73ページをお願いいたします。

本施設の管理運営につきましては、公の施設の管理運営に民間の能力を活用し、サービスの向上や行政コストの縮減を図ることを目的に、平成17年度から指定管理者制度を導入し、平成27年4月1日から一般財団法人対馬市農業振興公社を指定管理者として委任し、管理運営を行

っておりますが、令和2年3月31日をもって協定期間が満了となりますので、対馬市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例、第2条の規定に基づき、公募を行ったところ、2団体から応募がありました。選定の結果、指定管理者候補、一般財団法人対馬市農業振興公社理事長永留正司氏を選定し、指定管理者として選定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

指定管理者候補の選定に当たっては、対馬市指定管理者選定委員会により、選定方法及び基準に基づき公平に審査した結果、募集要項の選定基準を満たし、かつ審査、ヒアリングの実施により事業計画、収支計画及び経営能力並びに管理能力等を総合的に判断し、一般財団法人対馬市農業振興公社を指定管理者候補として選定いたしました。指定管理料はゼロ円としております。なお、指定管理期間につきましては令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間を予定しております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 観光交流商工部長、二宮照幸君。

○観光交流商工部長（二宮 照幸君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第82号、観光情報館ふれあい処つしまの指定管理者の指定についての提案理由とその内容を御説明申し上げます。

議案集の75ページをお願いいたします。本施設につきましては、現在一般社団法人対馬観光物産協会を指定管理者として管理運営しておりますが、令和2年3月31日をもって、指定管理期間が満了となりますので、対馬市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例、第5条第1項第4号による公募によらない候補者の選定により、引き続き、一般社団法人対馬観光物産協会を指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

指定管理者候補の選定につきましては、対馬市指定管理者選定委員会において、選定方法及び審査基準に沿って審査した結果、まず、一般社団法人対馬観光物産協会が公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例、第5条に基づく公共的団体と位置づけることができること、また、対馬観光物産協会の事業内容が国内外の観光客の誘致促進、島の特産品の全国PR、販売促進に関する事業であり、観光事業と物産関連事業が一体的に事業展開がなされており、長年、市の観光行政及び物産関連事業を補完してきたこと。さらに、経験と実績面、管理運営の能力面等において、選定基準を満たし、今後も当施設を健全に運営することが期待できるとの判断をいただき、指定管理者候補として選定をいただいております。なお、指定管理期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間といたしており、この期間の市が負担する指定管理料は発生

しないこととなっております。

以上で、議案第82号についての提案理由と内容の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。これから6件について、質疑を行います。

まず、議案第77号及び議案第78号の総務部関係指定管理2件について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 次に、議案第79号について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 次に、議案第80号及び議案第81号の農林水産部関係指定管理2件について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 次に、議案第82号について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております6件のうち、議案第77号及び議案第78号の2件は委員会への付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。したがって、議案第77号及び議案第78号の2件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、2件について各案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第77号、対馬市コミュニティーセンターの指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。

本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号、対馬市高齢者ふれあい施設の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。

本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号から議案第82号までの4件は、配付しております議案審査付託表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたします。

日程第39. 議案第83号

日程第40. 議案第84号

○議長（小川 廣康君） 日程第39、議案第83号、漁港区域内公有水面の埋立てについて（一重漁港）及び日程第40、議案第84号、海岸保全区域内公有水面の埋立てについて（濃部海岸）の2件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。上対馬振興部長、森山忠昭君。

○上対馬振興部長（森山 忠昭君） ただいま議題となりました議案第83号、漁港区域内公有水面の埋立てにつきまして、提案理由とその内容について、御説明いたします。議案書77ページをお願いします。

本件は、長崎県が事業主体で整備を進めております一重地区水産生産基盤整備工事に伴う公有水面埋め立て免許の出願にかかる意見について、異議のない旨、長崎県知事に答申するため、公有水面埋立法第3条第4項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

埋立の必要性については、議案書80ページの埋立必要理由書のとおり、既設の陸揚げ岸壁は干潮時は船舶から天端まで1.5メートル程度の高低差があり、陸揚げ作業等に支障をきたしています。岸壁前面に浮棧橋を設置し、高齢化する漁業者の作業軽減及び効率化を図るため、埋め立て申請を出願するものであります。

埋め立て面積は82ページの位置図及び次ページの実測平面図の149.79平方メートルでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（小川 廣康君） 中対馬振興部長、佐伯正君。

○中対馬振興部長（佐伯 正君） ただいま一括議題となりました議案第84号、海岸保全区域内公有水面の埋立てについて（濃部海岸）の提案理由とその内容について、御説明いたします。議案書の85ページをお願いします。

本件は、長崎県が事業主体で整備を進めております濃部海岸老朽化対策工事に伴う公有水面埋

め立て免許の出願にかかる意見について、異議のない旨、長崎県知事に答申するため、公有水面埋立法第3条第4項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

埋立の必要性については、議案書88ページの埋立必要理由書のとおり、施設の老朽化に伴い、栈橋式係船護岸を撤去し、新たに重力式方塊係船護岸を整備することで、濃部地区における積み荷、給油等、効率的な作業の実施を目的とするものでございます。

埋め立て面積は議案書90ページの位置図及び次ページの実測平面図の115.94平方メートルでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。これから2件について、一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております2件は委員会への付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。2件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、2件について各案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第83号、漁港区域内公有水面の埋立てについて（一重漁港）、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。

本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号、海岸保全区域内公有水面の埋立てについて（濃部海岸）、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。

本件は、原案のとおり可決されました。

日程第41. 議案第85号

○議長（小川 廣康君） 日程第41、議案第85号、工事請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。市民生活部長、俵輝孝君。

○市民生活部長（俵 輝孝君） ただいま議題となりました議案第85号、工事請負契約の締結について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。議案集の93ページをお願いします。

本議案は、し尿処理施設の厳美清華苑水槽防食及び浄化槽汚泥増量対策工事にかかる工事請負契約を締結いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

入札の結果といたしまして、去る10月の10日、期限付き一般競争入札の公告を行いましたところ、入札の参加申請が1社のみとなったことから、地方自治法第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約とし、11月15日見積もり入札を実施した結果、3億1,200万円で、株式会社クリタス代表取締役黒川洋一氏が落札されましたので、これに消費税相当額を加算した3億4,320万円で、去る11月21日同氏を相手とした工事請負仮契約を締結いたしております。ここに本契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

工事の概要につきましては、議案集の94、95ページを御らんください。本施設の厳美清華苑は平成14年の供用開始から17年が経過しており、各処理水槽の改修、補修のための防食工事を行い、あわせて近年ふえ続けている浄化槽汚泥に対し、安定した施設運営を図るため、処理能力の増量対策工事を実施するものでございます。主な工事範囲につきましては、96ページの概要図を御らんください。水槽防食工事は緑の線で囲んでいる範囲で、し尿及び浄化槽汚泥の受入槽の整備、青い線で囲んでいる浄化槽汚泥増量対策工事は造粒濃縮装置の新設、既設機器・配管の更新、送水・薬品ポンプの新設、更新を実施するものであります。なお、工期につきましては、令和3年10月下旬を予定しており、3カ年にわたる工事であるため、9月補正で継続費を設定させていただいております。

以上で、議案第85号についての提案理由とその内容の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） ただいまの説明で確認をとりたいと思います。

まず、17年前にこの工事が、厳原・美津島のし尿処理場の建設に始まり、これが市町村合併

の中で受け入れることができないと、1日60キロリットルの量じゃあとてもじゃないが、それを超えるものであるということで、これで大きな問題になりまして、途中、美津島の万関以北は、中部の施設に持って行く。そして、3年ちょっと前になりますが、受け入れが不可能ということの中で貯留タンク、これを1億超えた予算で確か対応したかと思えます。それで、この防食工事とかあるいはその他の更新は十分わかるわけです。と申しますのは、合併当時の2年目だったと思えますが、大きな問題になり、60キロ以上の1日の最大処理を超えることがなぜできないのかという指摘がありまして、市としてはこのたび栗田工業というこのシステムを導入した結果、大きなオーバー処理ができないというシステムになっておるといふ説明でありました。これは膜分離方式という特殊な放流水の精度は非常に優秀であるが、物理的にもものを大量に処理する能力が規定以上にできないという限界があるということを経験したところ、確認取ったところ、認めております。この17年間のうちに、一向にこの改善ができないシステムは将来的には適当ではないんじゃないかと。人口増、もしくは観光人口が拡大する中ではこのシステムは非常によくないという判断を私はしておりました、個人的には。ところが、今回、非常に全然過去の流れと違うことが出てきております。そこで、今、部長が申し上げましたね、防食工事のうんぬんは現在の施設をひびが入ったり漏水とかいうふうなことがある中で、これは当たり前のことで、しかし何もシステムが変わることはないわけで、量の取り扱いがなぜふえるようになったか、ここが大きなポイントであります。浄化槽汚泥増量工事一式、ここに1つのポイントが書いてありますね。この中に、施設処理能力増加のために、対象各設備の送水ポンプを更新、それに伴う各種施設配管等の更新、設備の改修を行います。ここは少し微妙なんです、1番最後です。また、効率よく汚水の処理をできるように、新たに汚泥造粒濃縮装置を新設し、処理能力を増加します。これは、このことで1日最大60キロリットルが81キロリットルまでにふえると。これが本当であれば、おそらく厳美清華苑は2町の処理を十分賄えるという結論に達すると思えます。ただ、その結局このシステムは栗田工業が17年前にそういうシステムを開発されて、それを厳原美津島の一部事務組合の中で選定した。しかし、それが非常に拡大する増量を受け入れできなかった。非常にここに大きな引っ掛かりがあって、今になってこれができるんだというふうなことで、私は見るわけですが、このことをどのような形で、あるいは対馬市が結局随契で1社しか残らなかったから取ったんだと。しかし、栗田さんがこれを考えださんことには、このことはなかったと思えます。これがいつ、公式な格好でそういうことであれば、膜分離方式ののちもさっちゃんかんことを解決するような方向になったと。いつごろこれを開発したのか。これ大きなポイントと思えますが、担当部長、わかっておられればお答え願います。なぜかという、これの入札が今になってやるということは、そのことが表でやっていけるというふうなことができたと思うんです。そこらをいつの時点でこのことがチェックできたのか。ちょっと確認いたします。

○議長（小川 廣康君） 市民生活部長、俵輝孝君。

○市民生活部長（俵 輝孝君） 大浦議員さんの質問で、ちょっと私担当部長として知る限りのお話をさせてもらいたと思います。

当初から対応処理能力に疑問というか、あったという話は聞いております。ただし、ここまでの浄化汚泥というか、の増量は見込んでいなかったというふうなこともあって、この増量対策工事については4、5年前ですかね、はっきりしませんけど、タンクを設けて一部そちらのほうに貯留をして、今貯留しておりますが、処理能力とは違って、貯めるための増量、タンクというか、そのの工事をしたという引き継ぎは受けております。それで、当初からこの100%を超える稼働率ということで、私26、7担当部長をしておりましたけれども、その辺りから増量工事については協議をしておりました。ただし、浄化槽施設をつくったときの補助事業の関係上、すぐに対応ができない。改修、改良ですね。それに合わせて、その工事をするに当たっては、環境のアセスというか、その地域の環境の検査とかいろいろそういったものをやらなくちゃいけないというふうなことで、環境のアセスが平成30年に地区の環境アセスの委託調査を終わりました。その結果、工事の改良についてはいいだろうということで、今年度着工ということになっております。増量対策の話としては、もう26年度、私が部長をしていたころから話しはあっております。

以上です。

○議長（小川 廣康君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 私はこの物量取り扱うことが、方向性が見えれば、非常に早急に対応しなければならんということがわかっておったはずなんですよ。25、6年にそのことが浮上したといいますが、貯留タンクをつくったのは何年度ですか、部長。あれ1億超えとったですよ。私が言うのは、今説明の中で、金のこと言いましたが、それを作るんならば、このことを急ぐことが先決じゃないですか。これ非常に画期的な、もう膜分離方式ができないという結論が担当の設計をする方が認めておったんです。物量はこのシステムでは全く高く望むことはできませんと。それを打ち破ったわけですから。それは新しくやることに、それは期待しましょう。しかし、じゃないですか、途中、豊玉のその施設まで持っていかないかん。そういう目に皆さん遭っているわけですよ。そういうふうな貯留槽を1億こえてかける。それも確かに今市長のなされる直前ぐらいやなかったろうかと思うんです。確か。そういうことを今考えますと、もう少しこのことは非常にいいことだから、前向きに早くやることは私は先決だったと思いますよ。その辺は逆に遅いぐらいだと思います。そういう指摘を私はいたしたい。

そして、部長、最後に、ここにまたって書いてますね。新たに汚泥造粒濃縮装置を新設し、これプラス放水量のポンプをアップする、そして1日最大120キロリットルの放水量を90キロ

リットルから大きくする。このことがいわゆる取扱量をふえたというふうなことでいいですか、要因は。そういうふうにごこの文章から見れば、理解するわけですが。よろしいですか、部長。そういうことだろうと思うんですが。ちょっと確認取ります。

○議長（小川 廣康君） 市民生活部長、俵輝孝君。

○市民生活部長（俵 輝孝君） その増量対策工事については、浄化槽汚泥の造粒装置、これの新設と配管、その他の工事によって、放水量が90から120にふえるということで、処理能力を上げるということで、聞いております。

以上です。

○議員（15番 大浦 孝司君） 最後、いいですか。

○議長（小川 廣康君） 簡潔にお願いします。

○議員（15番 大浦 孝司君） そういうふうなことで、施設を増設せんということでしょう、基本的に。そうすれば、環境アセスっていうのは、新しく増設した場合に、基本を起すわけで急ぐべきであると思いますよ。アセスっていうのは環境ですからね。環境のそういうふうなチェックですから、そのように私は施設の増設がない限り、早急にやられたはずですが、非常にその辺は早くやってほしかったと思います。

以上で終わります。

○議長（小川 廣康君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、討論、採決を行います。

議案第85号、工事請負契約の締結について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。

本件は、原案のとおり可決されました。

日程第42. 同意第9号

○議長（小川 廣康君） 日程第42、同意第9号、対馬市農業委員会委員の任命につき、認定農業者が委員の過半数に満たない場合の同意についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。農業委員会事務局長、庄司智文君。

○農業委員会事務局長（庄司 智文君） ただいま議題となりました同意第9号につきまして、その提案理由と内容について、御説明申し上げます。

議案書の7ページをお願いいたします。対馬市農業委員会委員の任命につき、認定農業者が委員の過半数に満たない場合の同意についてでございます。このことにつきましては、農業委員会委員の令和2年2月29日の任期満了に伴い、去る10月1日から10月28日までの期間で、対馬市農業委員会委員の推薦及び募集を行い、対馬市農業委員候補者等評価委員会を開催し、審査の結果、定数14名に対し、認定農業者の数が7名で、農業委員会等に関する法律第8条第5項に規定する、認定農業者が委員の過半数に満たなかったため、農業委員会等に関する法律第8条第5項のただし書き及び農業委員会等に関する法律施行規則第2条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御同意いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、討論、採決を行います。

同意第9号、対馬市農業委員会委員の任命につき、認定農業者が委員の過半数に満たない場合の同意について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。

本件は、同意することに決定をいたしました。

○議長（小川 廣康君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

あすは午前10時から厚生常任委員会の付託案件の審査を行います。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午後3時09分散会
